

令和5年度

滋賀県

県営住宅入居者募集のご案内

申込みには申込資格を満たしている必要があります。この案内をよく読んで応募してください。

1. 定期募集

年4回、次の日程で募集します。

申 込 受 付 期 間		抽選日	入居予定
第1回	令和5年 4月14日 ～ 4月24日	5/中旬	7/中旬
第2回	令和5年 7月14日 ～ 7月24日	8/上旬	9/下旬
第3回	令和5年 10月6日 ～ 10月16日	10/下旬	12/下旬
第4回	令和6年 1月12日 ～ 1月22日	1/下旬	3/下旬

- 募集住宅は、各回の募集案内に添付している『定期募集 空家一覧表』をご覧ください。
- 応募方法
 - 郵送
 - 滋賀県営住宅管理センターへ持参
 - 下記ホームページより申込み
- 申込受付期日 各受付期間最終日（郵便の場合、郵便局消印 有効）
※ホームページ：受付期間初日の8時30分～最終日の17時15分迄

2. 随時募集

一部の住宅について、年間を通じて募集します。

※ 定期募集と同時に申し込みできません。（すべて無効）

- 募集住宅 別添『随時募集 空家一覧表』をご覧ください。
- 応募方法 下記までお電話ください。

申込み・受付

〒520-0044 大津市京町四丁目4番23号（アソルティ大津京町5階）

滋賀県営住宅管理センター

（滋賀県営住宅指定管理者 日本管財株式会社）

滋賀県営住宅管理センター募集係

電話 **077-510-1500**（代表）

ホームページ：<https://shiga-kenei.com>

※ 問い合わせ：午前9時から午後5時（日・祝日を除く）



目 次

1. 申込みから入居までの流れ	1
2. 県営住宅の入居を希望される方へ	2
3. 申込み	
A 申込資格の有無を確認するフローチャート	3
B 申込資格について〈一般世帯向け申込資格〉	4
C 単身申込要件	5
D 高齢者世帯向住宅申込要件	6
E 身体障害者世帯向住宅申込要件	7
F 高齢者世話付住宅申込要件	7
4. 収入基準について	8
5. 公開抽選における倍率優遇について	12
6. 入居申込書 記入例	14
7. 県営住宅で生活するために	16
8. 県営住宅申込みの際に、よくある質問	16
9. 県営住宅一覧表	18
10. 交通機関等	20
11. 住宅の間取り図	25

県営住宅（公営住宅）について

県営住宅は、住宅に困窮されている低所得の方々のために、滋賀県が供給している賃貸住宅です。このため、他の民間賃貸住宅とは異なり、収入に応じた家賃制度をはじめ、入居の申込みから退去に至るまで、公営住宅法や滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例等に基づいたさまざまな制限や義務が課せられています。

また、県営住宅では、防火・防犯活動、共用部分の清掃活動など、団地全体の良好な環境維持のため、自治会が重要な役割を果たしており、入居後は自治会活動に積極的に参加、協力いただきます。

その他、階段の通路灯など共同施設の管理運営に必要な共益費の負担や、共用部分の清掃活動への参加についても、入居者として当然の義務であり、積極的にご協力いただきます。一人ひとりがお互いに協力し合い、住み良い団地にさせていただきようをお願いいたします。

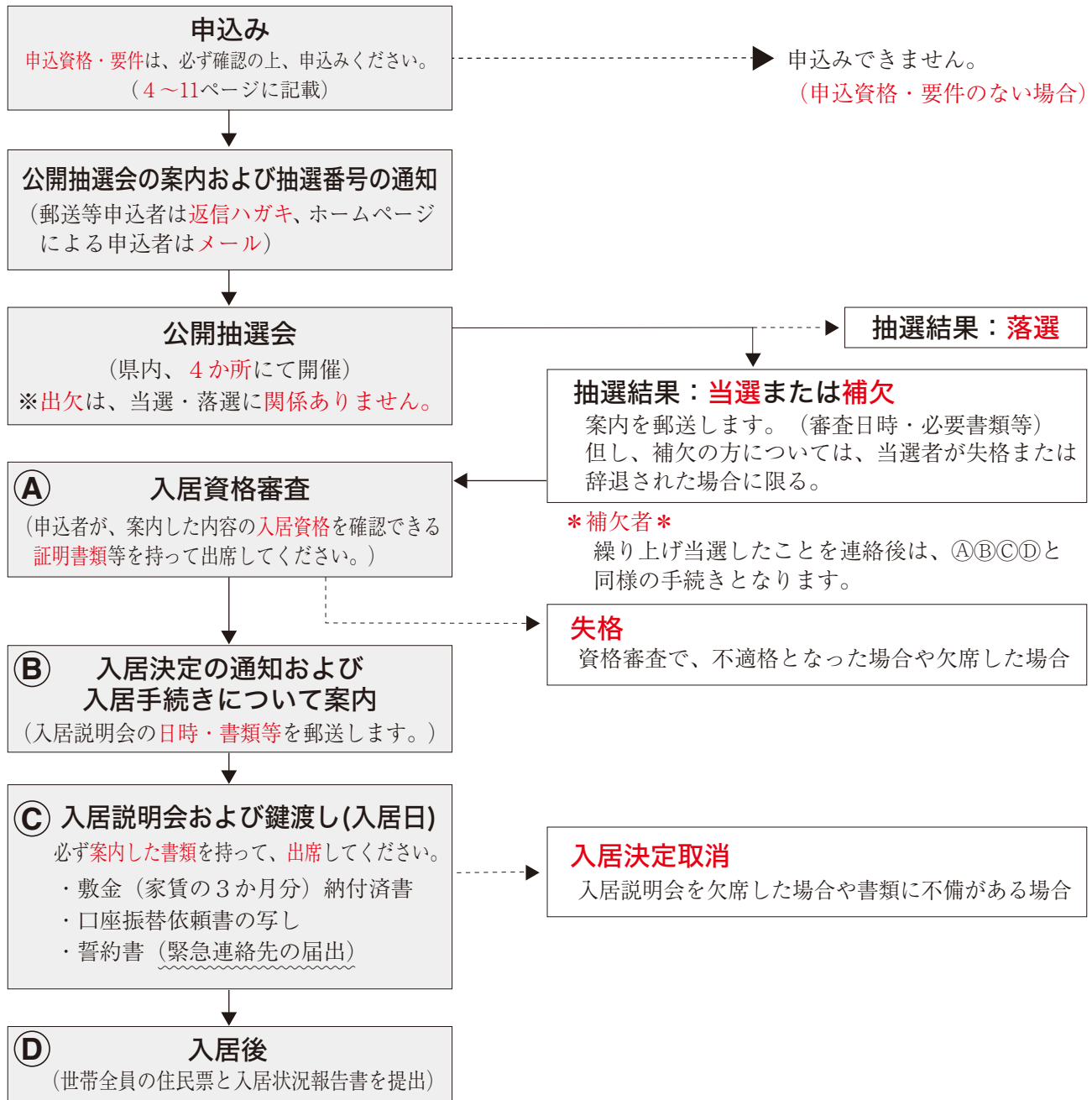
入居後、次に該当する行為をされた方は、退去していただく場合があります。

- ① 不正な行為によって入居したとき。（入居手続きの内容に虚偽があった場合等）
- ② 家賃を3か月以上滞納したとき。
- ③ 住宅または共同施設を故意に破損したとき。
- ④ 住宅を無断で他の者に貸し、またはその入居の権利を他の者に譲渡したとき。
- ⑤ 住宅を無断で他の用途に変更したとき。
- ⑥ 住宅を無断で模様替えまたは増築したとき。
- ⑦ 承認を受けずに入居者以外の者を同居させたとき。
- ⑧ 正当な理由によらないで、無断で15日以上住宅を使用しないとき。
- ⑨ 周辺の環境を乱し、または他に迷惑をおよぼす行為をしたとき。
- ⑩ 暴力団員であることが判明したとき。

1. 申込みから入居までの流れ

- ・ 申込資格・要件のない方は、入居できません。
- ・ 申込みは、1世帯につき1通しかできません。申込みの重複は、すべて無効となります。

1. 定期募集



2. 随時募集

抽選はなく、申込み順に手続きします。

定期募集と同時に申込みできません。(すべて無効)

- ① 電話にてお問い合わせください。申込資格・要件をご確認ください。
- ② 『県営住宅入居申込書』にて申込みください。(電子申請不可)
- ③ 入居資格審査において、必要書類を持参(上記の定期募集チャートAと同様)
- ④ 入居資格審査から約1か月半後に、入居説明および鍵渡しをします。
(上記の定期募集チャートB③C④と同様)

2. 県営住宅の入居を希望される方へ

よく読んで、理解したうえでお申し込みください。

申込み時に知っておいてほしいこと

- (1) 申込用紙に記入された内容で審査をします。（申込み後の変更は不可）
- (2) 両親の片方との同居や友人などの寄合世帯等、不自然に分割した申込みは原則できません。
- (3) 住宅は、以前に人が居住していた住宅で、新築住宅ではありません。家具の置き跡、壁・天井・床の日焼け、色あせ、しみなどがありますのでご了承ください。
- (4) 浴槽、風呂釜を入居者個人で設置していただく住宅があります。給湯器、網戸、カーテンレールが設置されていない住宅もあります。設置されていない住宅については、必要に応じて入居者負担で設置していただきます。また、エアコン、ガスコンロ、照明器具などもご自身で設置いただきます。
- (5) 有料駐車場がある団地とない団地があります。駐車場の有無は、18ページでご確認ください。団地内外の不法駐車や迷惑駐車は、他の入居者の迷惑となるばかりでなく、緊急時の救助、消火活動等の妨げとなりますので、絶対にしないでください。
- (6) 入居時に敷金（基本家賃の3か月相当額）納付が必要です。
- (7) 緊急連絡先の登録が1名必要です。県内に住所を有する方か入居決定者の親族にお願いします。
- (8) 入居を希望する団地の周辺環境等、事前に必ず確認してください。
- (9) 内覧会は行っておりません。（鍵渡し前に下見することはできません）
- (10) 犬・猫などのペットを飼育することは禁止しています。一時的な預かりも禁止です。
- (11) 入居決定後、申込者および同居人が暴力団員であることが判明した場合は、入居資格を無効とし、入居決定を取り消します。

入居が決まったら知っておいてほしいこと

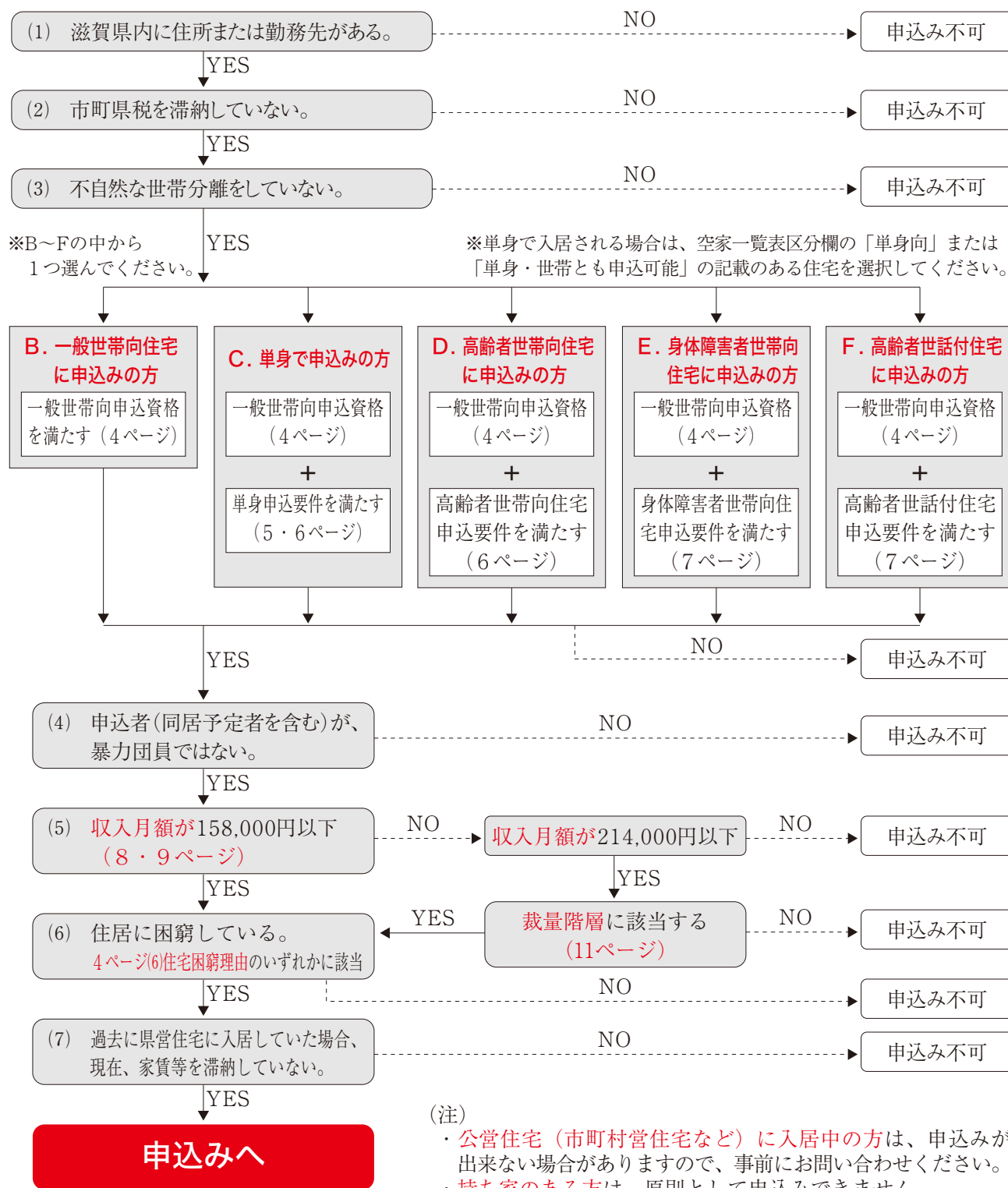
- (1) 入居決定者は、その権利を他の人に譲ることはできません。
- (2) 鍵渡し日（入居指定日）に鍵を渡します。提出書類に不備があれば鍵が渡せません。（入居決定取消）
- (3) 名義人の氏名が変わったり、死亡・出生・転出などによる移動の届出が必要です。また、名義人が正当な理由で住宅に住まなくなった場合、残された家族が住むには、条件があります。
- (4) 入居時の同居者以外の方を同居させる時は県の承認が必要です（無断同居は厳禁）。退去も同じです（無断退去は厳禁）。
- (5) 家賃は毎月末日に口座振替により納めていただきます（ただし、末日が、土、日、祝日の場合は、納期限後の翌営業日）。3か月以上滞納されますと、住宅の明渡しを請求します。
- (6) 家賃・敷金以外にも共益費・自治会費等が必要となります。共益費は、団地生活上必要な共同施設の費用（外灯・エレベーター・給水ポンプ電気代や外灯・浄化槽等の維持管理費等）ですので、必ずお支払い願います。
- (7) 入居されますと、毎年度、家賃額を決定するために収入申告をしていただきます。収入申告をされない方については、近傍同種（民間並み）の住宅の家賃となりますので注意してください。なお、3年以上入居されている方が、収入基準を超えた場合は、家賃が割増しされ、明渡しの努力をしていただくことになります。また5年以上入居されている方が、2年続けて高額所得者と認定された場合は、住宅を明け渡していただくことになります。
- (8) 住宅の模様替・増築は、原則、認められません。
（日常生活の上でやむを得ない事情がある場合は、申請・許可が必要）
- (9) 退去時には、ご自身で設置いただいたものは、ご自身で撤去してください。また、畳の表替え、ふすまの張替え、その他必要な修繕費をいただきます。

◎生活上の注意点、よくある質問とその回答は、16・17ページに記載しています。

もうしこ 3. 申込み

申込資格を満たしていることを確認した上で、入居資格審査を行い、入居者を決定します。
(定期募集の場合、当選により入居決定ではありませんのでご注意ください。)

A. 申込資格の有無を確認するフローチャート（詳細は4ページを参照ください）



B. 申込資格について <一般世帯向け申込資格>

※原則 **入居申込受付期間**において、次の(1)から(7)のすべての要件を満たしている方に限ります。

(1) 滋賀県内に住所または勤務地を有すること。 (2) 市・町・県税を滞納していないこと。 (3) 現に同居し、または同居しようとする親族があること。 ※社会通念上不自然と思われる世帯分離、家族構成による申込みはできません。 ※離婚を予定している方であっても、離婚が成立していない方は、特別な理由がない限り、原則申込みできません。 ※親権のない未成年の子どもとは、原則として同居できません。 (4) 申込者および同居人が暴力団員でないこと。 (5) 入居世帯全員の収入月額が、合わせて15万8千円以下であること。 (6) 現に住宅に困窮している方。 ※現在、公営住宅にお住まいの方は、申込みができない場合がありますので、事前にお問い合わせください。 また、持ち家のある方は、原則申込みできません。 (7) 県営住宅における家賃等の滞納がないこと。	●申込日現在、住民票または勤務証明書などにより確認できること。 ●分納誓約をしている方は、申込みできません。 ●ただし、次の方は申込むことができます。 ○婚約者のいる方 入居指定日（鍵渡し日）から3か月以内に結婚し、同居可能な場合に限ります。 ○事実上の婚姻（内縁）関係にある方 同一世帯の住民票により、続柄「未届けの妻（夫）」が確認できる場合に限ります。 ○【単身申込要件】に該当する方（5・6ページ） （単身可能住宅のみ） ●資格審査において暴力団員に該当するか否かを県警察本部に照会します。 ●県が定める収入基準に合うかどうかを確かめてください。 （8・9・11ページ） ※収入月額が15万8千円を超える方でも、「裁量階層」（11ページ）に該当する方は、収入月額が21万4千円以下であれば申込むことができます。 ●次のいずれかに該当すること。 （申込書の住宅困窮理由確認欄に該当する番号を記入してください） ① 部屋が狭い。（居住部分が1人あたり4.5畳以下の場合） ② 住宅がないため親族（婚約者を含む）と同居できない。 ③ 通勤に片道1時間以上かかる。 ④ 家賃が高い。（8・9ページで計算した収入月額に対する家賃「権利金を含む」の割合が25％以上の場合） ⑤ 家主から正当な理由により立退き要求をうけている。 （自己の責めに帰すべき理由に基づく場合は除く） ⑥ 他の世帯と同居し生活上不便である。 ⑦ 住宅以外の建物または場所に居住している。 ⑧ 不良住宅に居住し、または炊事場・便所等の施設を共有している。 ⑨ 裁判上の判決、和解、調停により、住宅明渡し決定済みである。 ⑩ 立退き問題について、現在裁判所で裁判係争中または借入金超過等のため住宅を明け渡し予定である。 （ただし県営住宅入居予定日迄に住宅の明け渡しを完了できる） ●過去に県営住宅に入居していた方は、家賃や以下による住宅の明け渡しにかかる金銭を現在滞納していないこと。 ・家賃滞納 ・無断退去 ・不正入居 ・保管義務違反 ・迷惑行為 等
--	---

C. 【单身申込要件】（空家一覧表で单身可能住宅を申込み場合）

※ 4 ページ記載の一般世帯向け申込資格の(3)に代わって、次のいずれかに該当する方に限ります。

ただし、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる方は除く。また、家族を不自然に分離して申込みことはできません。

該 当 番 号	世 帯 要 件
① 高齢者	60歳以上の者（申込受付最終日において60歳以上）
② 障害者 障害者基本法第2条に規定する障害者で、その障害の程度が右記に掲げる程度であるもの	(イ) 身体障害者 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで
	(ロ) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級まで
	(ハ) 知的障害者 (ロ) の精神障害の程度に相当する程度
③ 戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症までまたは表ノ3の第1款症の者
④ 原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている者
⑤ 生活保護の被保護者、中国残留邦人等に係る支援給付受給者	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている者
⑥ 海外からの引揚者	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
⑦ ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
⑧ 配偶者からの暴力被害者（DV被害者）	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者または配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの同条に規定する暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの (イ) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護または配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 (ロ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、当該命令が、その効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
⑨ 犯罪被害者	犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等で、当該犯罪等により現に住宅に困窮していることが、明らかであると知事が認める者
⑩ 保護観察中の者	更生保護法第48条に規定する保護観察対象者もしくは売春防止法第26条第1項の規定により保護観察に付されている者または更生保護法第85条第1項に規定する更生緊急保護を受けている者

⑪ 児童養護施設等に入所等 されていた者	次のいずれかに該当する者であって、22歳以下のもの (ア) 児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う住居に入居していた者 (イ) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは同法第6条の4に規定する里親（同条第2号に規定する養子縁組里親を除く。）に委託されていた者または同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設もしくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
---------------------------------	--

★単身でも入居できる住宅があるのは、下記の団地です。

あさ ひ が おか いしやま いしやまみなみ いしやまひがし じんりょう
朝日が丘(大津市)、石山(大津市)、石山南(大津市)、石山東(大津市)、神領(大津市)、
やぐら かわづら たしろがけいけ きたわき
矢倉(草津市)、川辺(栗東市)、田代ヶ池(湖南市)、北脇(甲賀市)、
こじょうが おか く ぼ ながはらだいに たかかい
古城ヶ丘(甲賀市)、久保(守山市)、永原第二(野洲市)、鷹飼(近江八幡市)、
おおもり いまほり えいほ やすいがわ
大森(東近江市)、今堀(東近江市)、永保(長浜市)、安井川(高島市)

D. 【高齢者世帯向住宅申込要件】

4 ページ記載の一般世帯向け申込資格に加え、入居世帯が次に該当する必要があります。

(1) 高齢者世帯向

- ① 60歳以上の単身世帯。(ただし、住宅の規格が、床面積が50㎡未満である単身可能住宅に限る)
- ② 60歳以上（申込受付最終日において60歳以上）の方、およびその民法上の親族で次のいずれかに該当する方のみからなる世帯。
 - (イ) 配偶者
 - (ロ) 18歳未満の子（申込受付開始日において18歳未満）
 - (ハ) 重度もしくは中度の身体障害者、精神障害者または知的障害者等
- (ニ) おおむね60歳以上の方

(2) 高齢者同居世帯向

- 60歳以上（申込受付最終日において60歳以上）の方、およびその民法上の親族で次のいずれかに該当する方を含む3名以上の世帯。
- (イ) 配偶者
 - (ロ) 18歳未満の子（申込受付開始日において18歳未満）
 - (ハ) 重度もしくは中度の身体障害者、精神障害者または知的障害者等
- (ニ) おおむね60歳以上の方
- (ホ) 県知事が特に認める方

★高齢者世帯向け住宅があるのは、下記の団地です。

じんりょう いまほり ひがし の なみ かい で いま
神領(大津市)、今堀(東近江市)、東沼波(彦根市)、開出今(彦根市)

※今堀団地、開出今団地は単身可能住宅があります。

E.【身体障害者世帯向住宅申込要件】

4 ページ記載の一般世帯向け申込資格に加え、次のいずれかの要件が必要となります。

(イ) 4 級以上の身体障害者手帳の交付を受け、車イスを常用している方。

(ロ) (イ)に該当する満 6 歳以上(申込受付最終日において 6 歳以上)の同居している親族が現にある方。

★身体障害者世帯向住宅があるのは、下記の団地です。

神領^{じんりょう}(大津市)、川辺^{かわづら}(栗東市)、大森^{おおもり}(東近江市)、八坂^{はっさか}(彦根市)、
永保^{えいほ}(長浜市)、殿町^{とのまち}(長浜市)

★入居者は、入居審査会により決定します。入居審査会で入居者を決定するにあたり、入居予定者として選考された方から、身体機能上恒常的に車イスを必要とする旨が明記された診断書の提出を求めることがあります。

(入居申込みされる場合は、申込書に付いている返信用ハガキは不要です。)

F.【高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）申込要件】

★神領団地（大津市）には、高齢者の生活特性に配慮した設備、構造を施した住宅があり、大津市が生活援助員を団地内に派遣して、入居した高齢者の生活相談、安否確認、緊急時の対応等のサービスを提供します。この住宅は、単身あるいは夫婦のみの高齢者世帯等が、地域社会の中で、自立して安全かつ快適な生活を営んでいただくための住宅です。
月額家賃の他に、生活援助員派遣費用負担金等の負担が必要です。

4 ページ記載の一般世帯向け申込資格に加え、入居世帯が次に該当する必要があります。

- ① 年齢が 60 歳以上(申込受付最終日において 60 歳以上)であって、世帯構成が次のいずれかに該当する方。
 - (イ) 単身世帯
 - (ロ) 55 歳以上(申込受付最終日において 55 歳以上)の配偶者との 2 人世帯
 - (ハ) 60 歳以上(申込受付最終日において 60 歳以上)の親族との 2 人世帯
- ② 家族による日常生活の支援が期待できない方。
- ③ 独立して生活するには不安があると認められるが、自力または介護保険制度上による在宅介護サービスが受けられることにより、日常生活動作(自炊および食事・入浴・排泄等)が可能な方。

高齢者世話付住宅があるのは、神領^{じんりょう}団地（大津市）のみです。

★入居者は、入居審査会により決定します。

(入居申込みされる場合は、申込書に付いている返信用ハガキは不要です。)

4. 収入基準について

収入月額が、滋賀県が定める収入基準の範囲158,000円以下（裁量階層の場合は214,000円以下）であるか確かめてください。

●収入月額の計算方法

1. 申込者の世帯全員の年間総所得金額を対象とします。
2. 各々の年間所得金額を合算します。
3. 合算した金額から一般控除額と特別控除額（※控除額①、②）を引いて、12で割ったものが収入月額です。

所得とは、総収入から税法上認められた必要経費を控除した後の金額で、所得金額は、今年度の市町村民税（非）課税所得証明書に記載されています。ただし、前年の途中以降に仕事を変わられた方は、現在のお仕事の収入から所得を計算してください。

計算方法は、次のページに記載しています。

※非課税の所得（生活保護、失業保険、遺族年金、福祉年金等）、退職金、一時所得は収入月額の計算には含みません。

$$\text{収入月額} = \left\{ \begin{array}{c} \text{世帯全員の年間所得額} \\ \text{円} \end{array} - \left(\begin{array}{c} \text{本人以外の同居親族数} \\ \text{人} \end{array} \times 38\text{万円} + \begin{array}{c} \text{特別控除額} \\ \text{円} \end{array} \right) \right\} \div 12$$

所得金額の計算方法

$(A + B + C) -$	
A 給与所得金額	AまたはCの場合 ※10万円
B 事業所得金額	AおよびC
C 年金所得（雑所得）金額	※20万円

※給与または年金に係る所得額から10万円（10万円未満の場合はその額）を控除します。
※収入が複数箇所、収入の種類が複数ある所得の場合は、お問い合わせください。

※控除額①
別居の扶養親族があれば加算

【特別控除】※控除額②

- 世帯主または同居者及び別居扶養親族が次の項目に該当する場合、それぞれの金額
 - ・満70歳以上の控除対象配偶者、同扶養親族 10万円
 - ・16歳以上23歳未満の扶養親族 25万円
 （障害者）
 - ・所得税法上の特別障害者に該当する者 40万円
 - ・所得税法上の障害者に該当する者 27万円
- 世帯主または同居者が次の項目に該当する場合（本人控除）、次の金額
 - ・所得税法上の寡婦 27万円
 - ・所得税法上のひとり親 35万円

所得計算表（前年の途中で以降に仕事を変わられた方）

A. 給与所得者の場合（会社員・パート・アルバイトなど）

年間収入金額（年間給与・賞与の合計）を元に給与所得額を計算してください。

○就職後1年未満の方の年間収入金額の計算方法

$\frac{\text{勤務してから現在迄の給与の収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務月数}} \times 12 \text{か月} + \text{賞与} = \text{推定年間収入金額}$

○就職後1年以上の方の年間収入金額の計算方法

現在迄の1年間の給与収入金額 + 賞与 = 年間収入金額

年間収入金額	年間給与所得額
～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	(年間収入金額 - 550,000)円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	※((年間収入金額 ÷ 4) × 2.4 + 100,000)円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	※((年間収入金額 ÷ 4) × 2.8 - 80,000)円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	※((年間収入金額 ÷ 4) × 3.2 - 440,000)円

※千円未満の端数切捨て

年間給与所得額

A.

円

+

B. 事業所得者の場合（個人事業主・フリーランスなど）

年間収入金額	-	税法上の必要経費
--------	---	----------

年間事業所得額

B.

円

○開業後1年未満の方の年間所得金額の計算方法

$\frac{\text{開業してから現在迄の収入金額} - \text{必要経費}}{\text{勤務月数}} \times 12 \text{か月} = \text{推定年間所得金額}$

○開業後1年以上の方の年間所得金額の計算方法

現在迄の1年間の収入金額 - 必要経費 = 年間所得金額

+

C. 公的年金受給者の場合（国民年金・厚生年金など）

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計(A)	公的年金所得額
65歳から	～ 1,100,000円	0円
	1,100,001円 ～ 3,299,999円	(A) - 1,100,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円 ～	(A) × 0.95 - 1,455,000円
65歳まで	～ 600,000円	0円
	600,001円 ～ 1,299,999円	(A) - 600,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円 ～	(A) × 0.95 - 1,455,000円

年間公的年金所得額

C.

円

A+B+C

合計 =

円

【県営住宅の家賃について】

県営住宅の家賃は、毎年度、「団地の建っている場所、住宅の広さ、築年数、エレベーターや設備等の有無など」と、「世帯全体の所得」に応じて決まります。

そのため、入居者の方は、毎年（7～8月頃）世帯全員の前年の収入状況を申告する必要があります。県ではこの申告に基づいて翌年度4月からの家賃額を決定します。

収入申告をされない方については、近傍同種（民間並み）の住宅の家賃となりますので注意してください。（退職等により収入が著しく低額になった時など、家賃の更正が出来る場合があります。）

今回応募される団地の家賃は、8・9ページで計算した収入月額（世帯全員）が、『空家一覧表』（募集住宅）の収入分位のどの範囲に当てはまるかで、決定されます。

団 地 名	幹 旋 団地 (注9)	住宅 番号	構 造	建 築 年 数	間 取 り	住 戸 専 有 面 積 (㎡)	下記の収入月額による令和5年度の家賃（円）（注1）					
							0 }	104,001 }	123,001 }	139,001 }	158,001 }	186,001 }
							104,000	123,000	139,000	158,000	186,000	214,000
A団地		1	中層耐火	2003	2DK	58.37	27,100	31,300	35,800	40,300	46,100	53,200
B団地		2	中層耐火	1972	3DK	44.1	12,800	14,800	16,900	19,000	21,800	24,100
C団地		3	中層耐火	1976	3DK	43.3	13,600	15,700	18,000	20,300	23,100	26,700

例)

A団地の場合……収入月額の収入分位が、0円～104,000円だった場合、家賃は27,100円です。
収入分位によって、家賃額が変わってきます。

なお、3年以上入居されている方が収入基準を超えて収入超過（収入月額158,001円以上、裁量階層の方は収入月額214,001円以上）となった方は、「収入超過者」に認定され、住宅を明け渡すよう努める義務が発生します。収入超過者の方が、引き続き県営住宅に入居される場合は、家賃が段階的に近傍同種家賃へと引き上げられます。

また5年以上入居されている方が、2年連続高額所得者（収入月額313,001円以上）と認定された場合、住宅を明け渡していただくことになります。

裁量階層について

下記の①から⑨に該当する世帯の方は、4 ページ記載の一般世帯向け申込資格の(5)に代わって、申込資格に定める計算後の収入月額が158,000円を超え、214,000円以下の方でも、申込みができます。（ただし、単身での申込みは、単身可能住宅のみとなります。）

対象世帯	世 帯 要 件
① 高齢者世帯	○申込者が単身で、60歳以上（申込受付最終日において60歳以上）の者 ○申込者が60歳以上で、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上、または18歳未満である世帯 （申込受付最終日において60歳以上、申込受付開始日において18歳未満）
② 身体障害者世帯	申込者本人または同居予定者に、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの者がいる世帯
③ 精神障害者世帯	申込者本人または同居予定者に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から2級までの者がいる世帯
④ 知的障害者世帯	申込者本人または同居予定者に、③の精神障害の程度に相当する程度の者がいる世帯
⑤ 戦傷病者世帯	戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症までまたは表ノ3の第1款症の者がいる世帯
⑥ 原子爆弾被爆者世帯	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている者がいる世帯
⑦ 引揚者世帯	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者がいる世帯
⑧ ハンセン病療養所入所者等世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がいる世帯
⑨ 子育て世帯	同居者に、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいる場合（中学生以下の子どもがいる世帯）

5. 公開抽選における倍率優遇について

★ 次のいずれかに該当する申込者（世帯）は、申込件数が募集戸数を上回り、公開抽選となった場合、一般資格抽選番号と倍率優遇資格抽選番号との二つをもらえ、倍率優遇を受けることができます。複数該当する場合であっても、余分にもらえる倍率優遇資格抽選番号は一つのみです。

（※申込書の抽選倍率優遇資格確認欄に該当する番号を記入してください。記入されていない場合は、倍率優遇は受けられません。）

該 当 番 号	要 件	入居資格審査時必要な証明書類
① 母子・父子世帯	配偶者がなく、受付開始日において18歳未満の子を扶養している者の世帯 ※子のうち18歳未満の子を1人でも扶養していれば対象となります	母子・父子医療費受給者証、児童扶養手当証書の写し、もしくは戸籍謄本
② 多子世帯	受付開始日において18歳未満の扶養親族である子が3人以上いる世帯	年齢が確認できる書類の写し（住民票、保険証等）
③ 高齢者世帯 （単身世帯は除く）	申込者本人が60歳以上であって、同居家族がいずれも60歳以上か18歳未満である世帯 （申込受付最終日において60歳以上、申込受付開始日において18歳未満）	年齢が確認できる書類の写し（住民票、保険証等）
④ 障害者世帯	次のいずれかに該当する者がいる世帯 （イ）身体障害者 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで	身体障害者手帳の写し
	（ロ）精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級まで	精神障害者保健福祉手帳の写し その他精神障害者であることを証する書類
	（ハ）知的障害者 （ロ）の精神障害の程度に相当する程度	療育手帳の写し その他知的障害者であることを証する書類

該 当 番 号	要 件	入居資格審査時必要な証明書類
⑤ 配偶者からの暴力被害者 (DV被害者)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という）第1条第2項に規定する被害者または配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの同条に規定する暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの (イ) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護または配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない (ロ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から5年を経過していない	県子ども家庭相談センター長の証明書 または裁判所の保護命令決定書の写し
⑥ 犯罪被害者	犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等で当該犯罪等により現に住宅に困窮していることが明らかであると県知事が認める者	犯罪被害者の申告書 その他必要な証明書類
⑦ 戦傷病者世帯	戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または表ノ3の第1款症の障害のある者がいる世帯	戦傷病者手帳の写し
⑧ 原爆被爆者世帯	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項により、厚生労働大臣の認定を受けている者がいる世帯	特別手当証書の写し、 被爆者手帳の写し
⑨ 引揚者世帯	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者がいる世帯	引揚証明書
⑩ ハンセン病療養所入所者等世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の者がいる世帯	ハンセン病療養所等の長の証明書、 その他入所者等であることを証する書類

6. 入居申込書 記入例

※申込資格等の詳細は4～13ページを参照ください。

記入例

令和5年度 滋賀県営住宅入居申込書

申込書は、赤枠の中のみ記入して下さい。ペンまたはボールペンで、かき書で記入してください。
※えんぴつ、消せるペンで記入した申込書は無効となります。

滋賀県知事様

この申込書に記載した事項が事実と相違するとき、または申込者（現に同居し、または同居しようとする家族を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。また、暴力団員であるかどうかの確認のため、県が滋賀県警察本部に照会することを承諾します。

*1

*7

*3

同居しない扶養者がいる場合、
その方も控除に加えることができ
ますので記入してください。

申込年月日	令和5年 4月 17日	フリガナ	シ ガ タロウ	性別	男性	自宅電話番号	077-524-0000
☒ 定期募集 第1回 ☐ 随時募集	申込団地名	申込住宅番号	申込者氏名	☒ 男 ☐ 女	携帯電話番号	090-1234-0000	
該当する方に ☒ を付けて下さい	→ 神領 団地	5 番	申込者住所	大津市松本一丁目2番1号 (アパルトメント) 101号 (平成10年10月1日より居住)			
現在の居住状況	☐ 持家(所有者) ☐ 親族の持家(所有者) ☐ 戸建借家 ☒ アパルト(賃貸マンション) ☐ 間取り	☐ 公団公社 ☐ 雇用促進 ☐ 県市町営住宅(名義人) ☐ その他	3DK	家賃額	68,000 円		
フリガナ	続柄	生年月日	年齢	性別	勤務先名	採用・離職・開業・廃業	所得の種類
氏名							
滋賀 太郎	夫	S.53.4.1	45	男	077-524-0000 (株)大津食品	☒ 採用 ☐ 離職 ☐ 開業 ☐ 廃業 H8年 4月 1日	☒ 給与 ☐ 事業 ☐ 年金
滋賀 秋子	妻	S.54.5.2	43	女	無職	☐ 採用 ☒ 離職 ☐ 開業 ☐ 廃業 R4年 5月 31日	☐ 給与 ☐ 事業 ☐ 年金
滋賀 春男	長男	H.18.3.15	17	男	高校生	☐ 採用 ☐ 離職 ☐ 開業 ☐ 廃業	☐ 給与 ☐ 事業 ☐ 年金
滋賀 冬子	長女	H.20.2.20	15	女	中学生	☐ 採用 ☐ 離職 ☐ 開業 ☐ 廃業	☐ 給与 ☐ 事業 ☐ 年金
滋賀 次郎	二男	H.25.1.30	10	男	小学生	☐ 採用 ☐ 離職 ☐ 開業 ☐ 廃業	☐ 給与 ☐ 事業 ☐ 年金
遠隔地扶養者(氏名・続柄・生年月日・年齢)							
【抽選倍率優遇資格確認欄】 (募集案内の12・13ページを確認のうえ、下記に ☒ を付けて該当する場合はその番号を記入してください。)		【単身入居資格確認欄】 (募集案内の5・6ページを確認のうえ、該当するその番号を記入してください。)		【住宅困窮理由確認欄】 (募集案内の4ページを確認のうえ、該当するその番号を記入してください。)		【収入の状況】 あなたの収入月額は、下記に該当しますか。 該当する ☒ を付けてください。 ☒ 滋賀県が定める入居収入基準(基準月収額)を超えていない。 収入月額 = (過去1年間における入居予定者全員の総所得額 - 各種控除額) ÷ 12 詳しくは、募集案内8・9・11ページを参照してください。	
☒ 私は 2 番に該当します。 ☐ 私はいずれにも該当しません。		私は 番に該当します。 [単身の場合必ず記入してください]		私は 4 番に該当します。 [必ず記入してください]			

*6

*8

*1 *2 *3 *4 *5 *6 *7 *8
は右ページを参照

倍率優遇を、①～⑩より選んで、番号を記入してください。
※要件など、詳しくは12・13ページをご覧ください。

- ① 母子・父子世帯
- ② 多子世帯
- ③ 高齢者世帯（単身世帯は除く）
- ④ 障害者世帯
身体障害者：1級から4級まで
精神障害者：1級から3級まで
知的障害者：精神障害者の程度に相当する程度
- ⑤ 配偶者からの暴力被害者
(DV被害者)
- ⑥ 犯罪被害者
- ⑦ 戦傷病者世帯
- ⑧ 原爆被爆者世帯
- ⑨ 引揚者世帯
- ⑩ ハンセン病療養所入所者等世帯

単身申込要件を、①～⑪より選んで、番号を記入してください。
※要件など、詳しくは5・6ページをご覧ください。

- ① 高齢者
- ② 障害者
身体障害者：1級から4級まで
精神障害者：1級から3級まで
知的障害者：精神障害者の程度に相当する程度
- ③ 戦傷病者
- ④ 原子爆弾被爆者
- ⑤ 生活保護の被保護者、中国残留邦人等に係る
支援給付受給者
- ⑥ 海外からの引揚者
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等
- ⑧ 配偶者からの暴力被害者（DV被害者）
- ⑨ 犯罪被害者
- ⑩ 保護観察中の者
- ⑪ 児童養護施設等に入所等されていた者

申し込みにあたっての注意事項

ペンまたはボールペンにて記入願います。鉛筆、消えるペンで記入した場合は無効になります。

- ①入居申込みされる場合は、本書をご覧ください、資格、要件等を確認のうえお申し込みください。
 - 社会通念上、不自然と思われる世帯分離、家族構成での申込みはできません。
 - 持家のある方は、原則としてお申し込みできません。また、次の場合は、失格となります。
 - 事実と違うことを書いて申し込んだ場合
 - 入居資格審査時に必要な書類を提出せず、申込資格のあることを証明できない場合
 - 民法上の成人に達しない方が申し込んだ場合
- ②申込みは、1世帯につき、1通しか申し込めません。2通以上申込みされた場合や郵送と電子申請による申込みが重複した場合も、すべて無効となります。
- ③申込書に必要事項を記入し、県営住宅管理センターへ専用封筒にて郵送してください。滋賀県営住宅管理センターに直接持参していただいても結構です。

(申込受付期間最終日までの郵便局消印のあるものが有効となります。)

また、電子申請（滋賀県営住宅管理センターのホームページから申込み）もできます。

※電子申請は申込受付期間初日の8時30分～最終日の17時15分迄
- ④申込書投函後は、申込用紙に記入された内容の変更はできません。

困窮理由を、①～⑩より選んで、番号を記入してください。

- ① 部屋が狭い。
(居住部分が1人あたり4.5畳以下の場合)
- ② 住宅がないため親族(婚約者を含む)と同居できない。
- ③ 通勤に片道1時間以上かかる。
- ④ 家賃が高い。
(8・9ページで計算した収入月額に対する家賃「権利金を含む」の割合が25%以上の場合)
- ⑤ 家主から正当な理由により立退き要求をうけている。
(自己の責めに帰すべき理由に基づく場合は除く)
- ⑥ 他の世帯と同居し生活上不便である。
- ⑦ 住宅以外の建物または場所に居住している。
- ⑧ 不良住宅に居住し、または炊事場・便所等の施設を共有している。
- ⑨ 裁判上の判決、和解、調停により、住宅明渡し決定済みである。
- ⑩ 立退き問題について、現在裁判所で裁判係争中または借入金超過等のため住宅を明け渡し予定である。(ただし県営住宅入居予定日迄に住宅の明け渡しを完了できる)

記入上、特に注意していただきたい点

- * 1 空家一覧表より希望する県営住宅名、住宅番号を記入してください。
- * 2 現在、お住まいの住所を記入してください。
また、いつから住んでいるか記入ください。
- * 3 続柄は必ず記入してください。(婚約者と申込む場合は、婚約者と記載してください)
- * 4 電話番号は、緊急に連絡する場合がありますので、必ず記入してください。電話を所持していない場合は、電話連絡できる方の電話番号、名前を記入してください。
- * 5 現在お住まいの住宅の状況に☑をつけ、家賃等(共益費等抜いた金額)記入してください。
- * 6 同居はしていないが税法上扶養している親族があれば、遠隔地扶養者欄に記入してください。
- * 7 現在の勤務先名、電話番号、採用された日付および所得の種類を記入してください。勤務していない場合は、無職と記入し、退職年月日を記入してください。
- * 8 募集案内8・9・11ページをご覧ください、入居収入基準額を超えていないか確認し、☑をしてください。

7. 県営住宅で生活するために

- 県営住宅への入居は、鍵渡し日から14日以内をお願いします。また約20日以内に、住民票の移動もお願いします。住民票（世帯全員）と県営住宅入居状況報告書を提出していただきます。
- 月の途中で入居する場合の家賃は、入居日（鍵渡し日）から月末までの日割りとなります。
（駐車場使用料は該当者のみ）
- 電気・ガス・水道は、入居者が開栓の手続きをしてください。
- 鍵を受取ったら、すぐに住宅内を点検してください。
- 団地の住宅管理人へ引越しのあいさつに行き、団地の決まり事（ゴミ出し、いろいろな当番や共益費などの費用など）を聞いてください。
- 自治会に加入し、住み良い団地づくりに努めてください。
- 団地自治会では、廊下や階段、住宅外の排水溝、会所マスやゴミ置き場の一斉清掃を定期的実施しています。必ず参加願います。
- 多少の音なら大丈夫だと思っても、鉄筋コンクリートの集合住宅はよく響きます。騒音になり、近所迷惑になりますので、気を付けてください。（ご近所トラブルの多くは、騒音がきっかけです。）

8. 県営住宅申込みの際に、よくある質問

【申込資格について】

Q 1. 県営住宅は単身で入居できますか？

60歳以上の方、障害手帳をお持ちの方、生活保護を受給している方等単身でも入居いただけます。ただし、「単身向」などの住宅に申込みください。詳しくは5・6ページをご覧ください。

Q 2. 夫（妻）と別居するために県営住宅に申込できますか？

別居のための入居申込はできません。

Q 3. 持ち家があるが、入居できますか？

原則として入居できませんが、入居できる場合もあります。詳しくは滋賀県営住宅管理センターにお問い合わせください。

Q 4. 将来結婚するつもりですが、婚約者と申し込んでもいいですか？

入居指定日から3か月以内に結婚し、同居可能な場合は申込みできます。ただし、3か月以内に結婚されない場合は、住宅を明け渡していただきます。

【申込方法について】

Q 5. 申込みしたいのですが、募集案内はどこに置いていますか？

各市役所・町役場、各土木事務所等に設置しています。（大津市は一部の支所にも設置）詳しくは滋賀県営住宅管理センターにお問い合わせください。

Q 6. 入居前に住宅を内覧は可能ですか？

入居前に住宅を内覧することはできません。募集案内の間取り図（25～34ページ）を参考にしてください。

Q 7. 抽選会は、どこで行われますか？

大津市、草津市、東近江市、彦根市の4か所にて実施しています。
※公開抽選への出欠は結果に関係ありません。

Q 8. 何回か公開抽選に落選したら、県営住宅に優先的に入居できますか？

公開抽選の落選による優先はございません。

Q 9. 電子申請の方法を教えてください。

申込み受付期間中、滋賀県営住宅管理センターのホームページの『入居申込』からお申し込みができます。

Q10. 随時募集に応募すれば、県営住宅にすぐに入居できますか？

申込み後に資格審査等を行うため、入居まで2か月程度の時間がかかります。

【入居にかかるお金について】

Q11. 敷金、礼金は必要ですか？

礼金は必要ありませんが、入居時の家賃の3か月分の敷金が必要です。
なお、敷金は退去時の修繕費用、日割家賃等に充当されます。

Q12. 県営住宅の家賃はどれくらいですか？

住宅のタイプや建設年度および所得等により家賃が異なります。

Q13. 県営住宅に住むために毎月必要となる費用は何かありますか？

家賃、共益費、自治会費等が必要です。また駐車場を整備している団地で駐車場を借りる場合は、駐車場使用料が別に必要です。共益費・自治会費は団地にて集金・管理していただいています。

Q14. 共益費とは何ですか？

団地生活上必要な共同施設の費用（外灯・エレベーター・給水ポンプの電気代や外灯・浄化槽等の維持管理費等）です。必ずご負担ください。

【設備について】

Q15. エアコンはついていますか？

エアコンは設置していません。ご自身で設置してください。

Q16. 風呂がない住宅があると聞きましたが、シャワーは付いていますか？

風呂がない住宅は、浴室はございますが、ガス、シャワー、浴槽は付いておりません。
ご自身で設置していただきます。退去時はご自身で設置したものは撤去していただきます。

【その他よくある質問】

Q17. 保証人は必要ですか？

保証人は必要ありません。ただし、入居時に緊急連絡先が必要になります。

Q18. 県営住宅でペットを飼育したり預かったりすることはできますか？

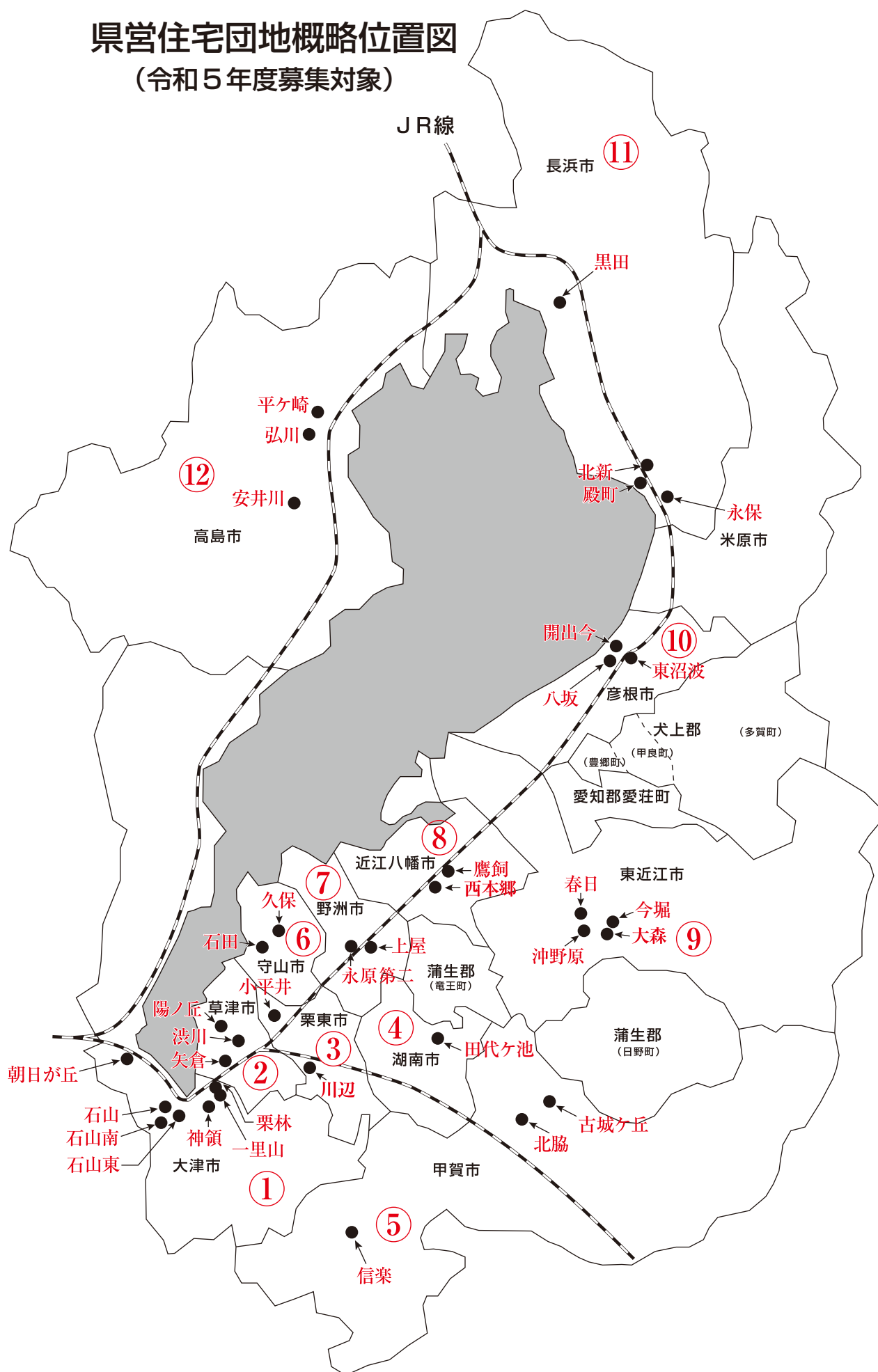
ペット（愛玩動物）は飼育できません。預かることもいけません。盲導犬等特別な事情がある場合を除き禁止です。

けんえいじゅうたくいちらんひょう
9. 県営住宅一覧表

	所在市町	団地名	戸 数	駐車場	所 在 地
①	大 津 市	朝日が丘	116	○	大津市朝日が丘一丁目5番5号 他
		石 山	148	○	〃 大平一丁目11番
		石 山 南	180		〃 大平二丁目33番
		石 山 東	58		〃 大平二丁目5番
		神 領	440	○	〃 三大寺2番 他
		一 里 山	18	○	〃 一里山四丁目6番1号
		栗 林	30	○	〃 栗林町4番17号
②	草 津 市	矢 倉	60		草津市西矢倉二丁目2番
		陽ノ丘	68	○	〃 木川町1212番
		渋 川	112		〃 西渋川二丁目6番5号
③	栗 東 市	川 辺	123	○	栗東市川辺527番地 他
		小 平 井	54	○	〃 小平井一丁目6番5号 他
④	湖 南 市	田代ヶ池	24	○	湖南市岩根499番地131
⑤	甲 賀 市	北 脇	30		甲賀市水口町西林口1番74号
		古城ヶ丘	24	○	〃 水口町水口610番地25
		信 楽	30	○	〃 信楽町長野1349番地32
⑥	守 山 市	石 田	30	○	守山市石田町260番地2
		久 保	90	○	〃 播磨田町1430番地3
⑦	野 洲 市	永原第二	63		野洲市永原官有地
		上 屋	64	○	〃 上屋市有地
⑧	近江八幡市	西 本 郷	24	○	近江八幡市西本郷町402番地
		鷹 飼	144	○	〃 鷹飼町874番地1
⑨	東 近 江 市	大 森	60	○	東近江市尻無町7 他
		沖 野 原	90		〃 沖野四丁目6番
		春 日	32		〃 春日町2番13号
		今 堀	12		〃 今堀町431番地1
⑩	彦 根 市	東 沼 波	21		彦根市東沼波町1240番地
		開 出 今	132	○	〃 開出今町1800・1769番地
		八 坂	42	○	〃 八坂町1956番地5
⑪	長 浜 市	永 保	12		長浜市朝日町11番4号
		殿 町	40	○	〃 殿町5番36号
		北 新	36	○	〃 新庄中町195番地
		黒 田	30	○	〃 木之本町黒田637番地
⑫	高 島 市	安 井 川	78		高島市新旭町安井川295番地
		弘 川	30	○	〃 今津町弘川77番地8
		平ヶ崎	66	○	〃 今津町日置前379番地

有料駐車場がある団地：○印 ※有料駐車場を使用する場合は管理センターに申し込んでください。
エレベータの有無は、空家一覧表に記載されています。

県営住宅団地概略位置図 (令和5年度募集対象)



10. 交通機関等

① 大津市

団地名	交通機関名	住戸タイプ	竣工年度	構 造	戸 数	住戸専有面積	小学校	中学校	備 考
朝日が丘	JR大津駅から徒歩 約10分	1 DK	H13	鉄筋コンクリート造 (3階建)	2	40.7	逢坂	打出	
			H15	〃 (3階建)	2	47.3			
		2 DK	H 4	〃 (6階建)	25	58.3,58.4			
			H 8	〃 (4階建)	12	59.7			
			H12	〃 (3階建)	6	59.7,61.2			
			H13	〃 (3階建)	8	60.7~67.4			
			H15	〃 (3階建)	6	56.8~60.4			
		3 DK	H 4	〃 (6階建)	20	68.4			
			H 8	〃 (4階建)	12	68.8			
			H12	〃 (3階建)	6	69.2,70.6			
			H13	〃 (3階建)	8	70.3~71.8			
			H15	〃 (3階建)	7	70.6~71.1			
		4 DK	H 4	〃 (6階建)	2	79.2			
石 山	JR石山駅から 京阪バスで17分 (バス停 石山団地中央 下車すぐ)	1 DK	H15	鉄筋コンクリート造 (4階建)	4	43.1,43.8	石山	石山	
			H17		4	43.1,43.8			
			H21	〃 (5階建)	10	43.8			
			H23		8	43.1,44.6			
		2 DK	H15	〃 (4階建)	16	57.6~63.8			
			H17		24	58.2~63.8			
			H21	〃 (4・5階建)	21	54.6~63.8			
			H23		23	54.7~63.9			
		3 DK	H15	〃 (4階建)	20	70.4,71.8			
			H17		8	70.4,71.8			
			H21	〃 (5階建)	5	70.4,71.8			
			H23		5	70.5,71.8			
石 山 南	JR石山駅から 京阪バスで17分 (バス停 石山団地 [終点] から徒歩約7分)	3 K	S48	鉄筋コンクリート造 (5階建)	30	39.9	石山	石山	
		3 DK	S48		90	44.1			
			S49		60	43.3			
石 山 東	JR石山駅から 京阪バスで17分 (バス停 樋ノ口から 徒歩約3分)	3 DK	S52	鉄筋コンクリート造 (5階建)	20	43.3	石山	石山	
			S53		38				
神 領	JR石山駅から 近江バスで12分 (バス停神領団地から 団地入口まで下車すぐ)	1 DK	H 5	鉄筋コンクリート造 (4階建)	8	39.5	瀬田南	瀬田	
			H 8		16	41.0~42.9			
			H12	〃 (12階建)	13	40.3,42.6			
			H16	〃 (4階建)	7	43.9~45.3			
		2 DK	H 1	〃 (5階建)	9	51.8,53.4			
			H 3		16	48.5			
			H 5		20	52.6,55.5			
			H 6		9	54.8,57.7			
			H 8		42	55.8~58.9			
		2 DK	H12	〃 (12階建)	77	54.6~64.5			
			H16	〃 (4階建)	19	58.8~71.8			
		3 DK	H 1	〃 (5階建)	18	60.6,60.9			
			H 3		28	65.0			
			H 5		24	69.3			
			H 6		8	70.5~70.9			
			H 8		32	71.8			
			H12	〃 (12階建)	55	65.1			
			H16	〃 (4階建)	24	69.3,69.5			
		4 DK	H 3	〃 (4階建)	4	74.9			
			H12	〃 (12階建)	11	78.0			

一里	JR瀬田駅から徒歩 約13分	2DK	H5	鉄筋コンクリート造（3階建）	6	53.0	瀬田東	瀬田北	
		3DK			12	67.5			
栗林	JR瀬田駅から徒歩 近江バスで4分 （バス停 栗林町から 徒歩約6分）	2DK	H3	鉄筋コンクリート造（5階建）	10	54.2	瀬田東	瀬田北	
		3DK			10	65.0			
					10	60.2			

② 草津市

団地名	交通機関名	住戸タイプ	竣工年度	構 造	戸 数	住戸専有面積	小学校	中学校	備 考
矢 倉	JR草津駅、JR南草津駅より まめバス運行中 バス停 矢倉会館から 徒歩約5分 JR南草津駅から徒歩約20分	3DK	S48	鉄筋コンクリート造（5階建）	60	43.3	矢倉	高穂	
陽 ノ 丘	JR草津駅西口から 近江バスで15分 （バス停 陽ノ丘団地口から 徒歩約8分） まめバス運行中 （バス停 陽の丘団地 下車すぐ）	2DK	H13	鉄筋コンクリート造（4・5階建）	17	52.7~64.0	山田	松原	
			H16		16	52.8~64.1			
		3DK	H13		16	73.4~74.0			
			H16		14	73.6~74.3			
		4DK	H16		5	79.2~79.8			
渋 川	JR草津駅西口から まめバスで5分 （バス停 葉山川橋から 徒歩約2分）	3DK	S54,55	鉄筋コンクリート造（4階建）	112	51.1	渋川	草津	

③ 栗東市

団地名	交通機関名	住戸タイプ	竣工年度	構 造	戸 数	住戸専有面積	小学校	中学校	備 考
川 辺	JR草津駅から 栗東市役所循環線で バス15分 （バス停 栗東運動公園から 徒歩約2分） JR草津線「手原駅」から 徒歩約20分	1DK	H21,H26	鉄筋コンクリート造（5階建）	10	43.2,43.7	治田東	栗東	
		2DK	H17		5	51.7			
			H19		25	51.8~63.4			
			H21,H26		35	52.3~63.4			
			H26		2	72.3			
		3DK	H17		9	70.3			
			H19		10	72.5,73.1			
			H21,H26		18	72.9,73.1			
		4DK	H17		4	77.9			
			H21		5	78.6,79.0			
小 平 井	JR草津駅から コミュニティバスで8分 （バス停 小平井団地から 徒歩約8分） JR栗東駅西口から 徒歩約15分	3DK	S57	鉄筋コンクリート造（4階建）	24	51.1	大宝西	栗東西	
				鉄筋コンクリート造（5階建）	30				

④ 湖南省

団地名	交通機関名	住戸タイプ	竣工年度	構 造	戸 数	住戸専有面積	小学校	中学校	備考
田代ヶ池	JR三雲駅(草津線)からコミュニティバスで9分(バス停 団地中央から徒歩約10分)	3DK	S50	鉄筋コンクリート造 (4階建)	24	43.3	水戸	日枝	

⑤ 甲賀市

団地名	交通機関名	住戸タイプ	竣工年度	構 造	戸 数	住戸専有面積	小学校	中学校	備考
北 脇	近江鉄道水口城南駅から徒歩約20分 JR三雲駅(草津線)から滋賀交通バスで10分(バス停 名坂日電前から徒歩約7分)	3DK	S50	鉄筋コンクリート造 (5階建)	30	43.3	柏木	水口	
古城ヶ丘	近江鉄道(水口駅)から徒歩約7分	1DK	H21	鉄筋コンクリート造 (3階建)	6	38.5	水口	城山	
		2DK			15	59.0			
		3DK			3	72.4			
信 楽	信楽高原鉄道信楽駅から帝産バスで5分(バス停 北出から徒歩約8分) コミュニティバス運行中(バス停 谷川会館から徒歩約2分)	3DK	S59	鉄筋コンクリート造 (5階建)	30	56.2	信楽	信楽	

⑥ 守山市

団地名	交通機関名	住戸タイプ	竣工年度	構 造	戸 数	住戸専有面積	小学校	中学校	備考
石 田	JR守山駅から近江バスで10分(バス停 守山中学校前から徒歩約3分)	3DK	S60	鉄筋コンクリート造 (5階建)	30	56.2	玉津	守山	
久 保	JR守山駅から近江バスで10分(バス停 河西口から徒歩約8分)	3DK	S49	鉄筋コンクリート造 (5階建)	90	43.3	河西	守山北	

⑦ 野洲市

団地名	交通機関名	住戸タイプ	竣工年度	構 造	戸 数	住戸専有面積	小学校	中学校	備考
永原第二	JR野洲駅北口から近江バスで10分(バス停 永原住宅前から徒歩約1分)	3DK	S51	鉄筋コンクリート造 (4階建)	24	43.3	祇王	野洲北	
					24	51.1			
			S53	〃 (2階建)	15	55.4			
上 屋	JR野洲駅からコミュニティバスで15分(バス停 新上屋下車すぐ)	2DK	H 8	鉄筋コンクリート造 (4階建)	4	66.1	祇王	野洲北	
			H10		12	66.1			
			H14		12	59.1~61.4			
		3DK	H 8		12	74.1,75.4			
			H10		4	74.1,75.4			
			H14		20	69.4~70.9			

⑧ 近江八幡市

団地名	交通機関名	住戸タイプ	竣工年度	構 造	戸 数	住戸専有面積	小学校	中学校	備 考
西 本 郷	JR近江八幡駅より 徒歩約7分	2DK	H25	鉄筋コンクリート造（5階建）	24	53.9~62.6	金田	八幡東	
		3DK				71.9~73.7			
鷹 飼	JR近江八幡駅より 徒歩約7分	3K	S45~47	鉄筋コンクリート造（4階建）	144	39.0	金田	八幡東	

⑨ 東近江市

団地名	交通機関名	住戸タイプ	竣工年度	構 造	戸 数	住戸専有面積	小学校	中学校	備 考
大 森	近江鉄道八日市駅下車 近江バスで10分 (バス停 名神八日市から 徒歩約10分) ちよこっとバス運行中 (バス停 新大森団地 下車すぐ)	1DK	H28	鉄筋コンクリート造（5階建）	5	41.7~43.0	玉緒	玉園	
			R2		10	41.7~43.0			
		2DK	H28		15	54.1~60.1			
			R2		12	54.1~71.1			
		3DK	H28		10	71.3~72.9			
			R2		8	71.1			
沖 野 原	近江鉄道八日市駅下車 近江バスで9分 (バス停 沖野から 徒歩約15分)	3DK	S50~52	鉄筋コンクリート造（5階建）	90	51.1	玉緒	玉園	
春 日	近江鉄道八日市駅より 近江バスで6分 (バス停 八日市営業所前 から徒歩約3分)	2LDK	S61	鉄筋コンクリート造（3階建）	24	62.1	八日市南	聖徳	
				鉄筋コンクリート造（4階建）	8	59.6			
今 堀	近江鉄道長谷野駅下車 徒歩約5分	1DK	S41	鉄筋コンクリート造（4階建）	12	33.5	布引	聖徳	R4 住戸改善

⑩ 彦根市

団地名	交通機関名	住戸タイプ	竣工年度	構 造	戸 数	住戸専有面積	小学校	中学校	備 考
東 沼 波	JR南彦根駅から 徒歩約11分	3DK	H 1	鉄筋コンクリート造（3階建）	4	63.6	旭森	彦根東	
				〃（4階建）	12	61.1			
		4DK		〃（3階建）	1	78.5			
		3LDK		〃（4階建）	2	77.7			
		2DK			2	53.9			
開 出 今	JR南彦根駅から 近江バスで8分 （バス停 くすのき センター前から 徒歩約1分）	1DK	S43	鉄筋コンクリート造（4階建）	6	38.1	金城	中央	H 9 住戸改善
		3DK	S43		9	73.5			H 7 住戸改善
		2K	S44		6	39.7			
		3DK	S44		9	79.4			
		2DK	H 3	〃（5階建）	10	54.2			
			H 5	〃（4階建）	12	57.0			
			H 6		24	59.4,59.8			
		3DK	H 3	〃（5階建）	10	65.0			
					10	60.2			
			H 5	〃（4階建）	12	66.9			
			H 6		16	69.7			
					8	69.5			

八 坂	JR南彦根駅から 近江バスで11分 (バス停 八坂北口から 徒歩約2分)	2LDK	S62	鉄筋コンクリート造 (4階建)	24	62.1	金城	中央	
			S63	鉄筋コンクリート造 (3階建)	12	62.2			
					6	57.5			

⑪ 長浜市

団地名	交通機関名	住戸タイプ	竣工年度	構 造	戸 数	住戸専有面積	小学校	中学校	備 考
永 保	JR長浜駅から 徒歩約4分	2K	S34	鉄筋コンクリート造 (5階建)	4	35.2	長 浜	長 浜 西	S62,63 住戸改善 S62 住戸改善
		3LDK			4	70.5			
		2LDK			1	79.3			
		3DK			2	54.6			
		2DK			1	46.5			
殿 町	JR長浜駅から 徒歩約10分	2DK	H 5	鉄筋コンクリート造 (4階建)	8	54.4	長 浜 北	長 浜 西	
			H 8		8	53.9			
		3DK	H 5		9	67.0			
					7	67.7			
			H 8		8	67.3			
北 新	JR長浜駅から 近江バス20分 (バス停 北新町から 徒歩約6分)	2DK	H11	鉄筋コンクリート造 (4階建)	8	60.8,62.3	神 照	長 浜 北	
			H12		8	60.8,62.3			
		3DK	H11		8	70.3,71.7			
			H12		12	70.3,71.7			
黒 田	JR木ノ本駅から 徒歩約10分	3DK	S58	鉄筋コンクリート造 (5階建)	30	56.8	木之本	木之本	

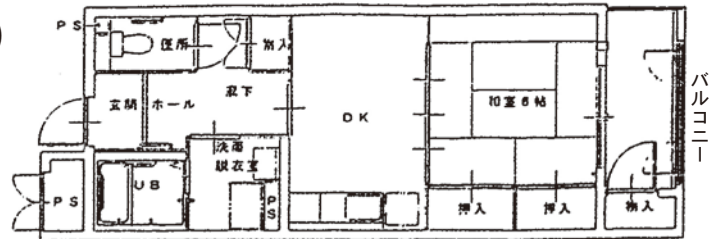
⑫ 高島市

団地名	交通機関名	住戸タイプ	竣工年度	構 造	戸 数	住戸専有面積	小学校	中学校	備 考
安 井 川	JR新旭駅から 徒歩約15分	2DK	S50	鉄筋コンクリート造 (2階建)	21	49.6	新旭南	湖 西	H 2 住戸改善
		2LDK	S60		6	64.9			
		3DK	S52		14	55.4			
			S54		13	55.4			
			S49		12	58.3			
			S49		12	58.3			
弘 川	JR近江今津駅から 徒歩約10分	3DK	S53	鉄筋コンクリート造 (5階建)	30	51.1	今津東	今津	
平 ケ 崎	JR近江今津駅から 近江バスで約13分 (バス停 平ヶ崎北から 徒歩約5分)	2DK	H 7	木 造 (2階建)	4	64.7	今津北	今津	
			H 9		12	64.4~65.3			
			H10		7	65.3			
			H11		16	63.3,68.8			
		3DK	H 7		8	74.9			
			H10		4	76.9,77.3			
			H11		10	76.9~79.9			
			H14		5	79.0			

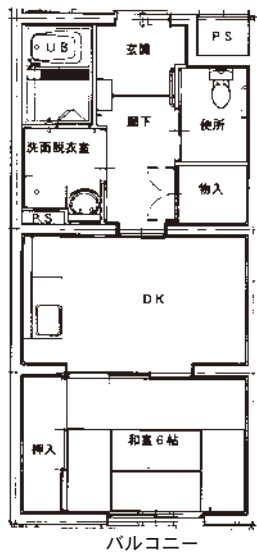
住戸タイプの一例

部屋の広さ順に掲載しています。その後に、高齢者世帯向住宅、最後に抽選のない審査会対象の高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、身体障害者世帯向住宅を掲載しています。ここに掲載した住宅の間取りは一例です。団地建設年度等により異なる場合があります。

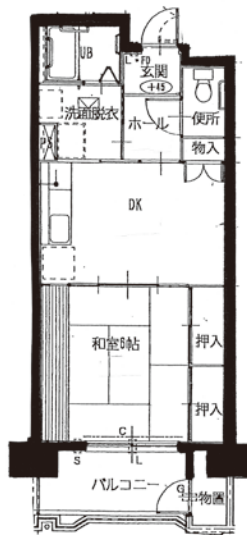
○1DKの場合（中層住宅） ※単身向住宅



例 朝日が丘団地（G棟、H棟）



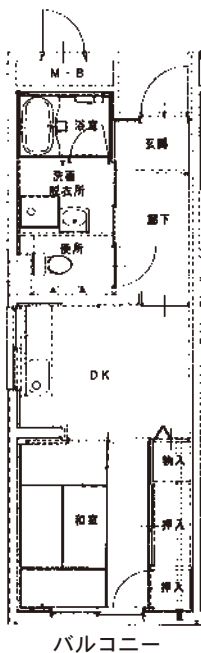
例 石山団地
神領団地



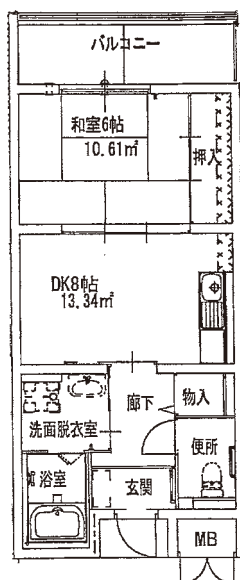
例 神領団地（C棟）



例 川辺団地

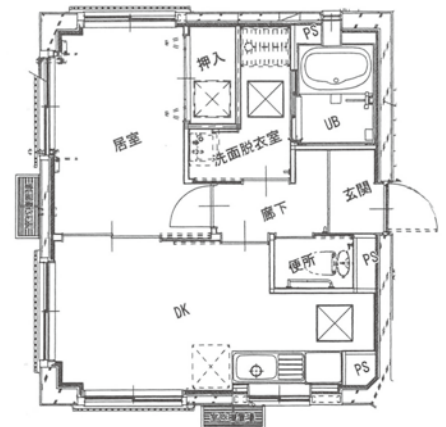


例 古城ヶ丘団地



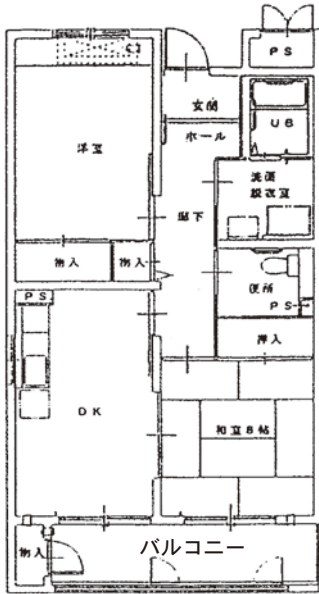
例 大森団地（A棟・B棟）

○1DKの場合 （住戸改善住宅）

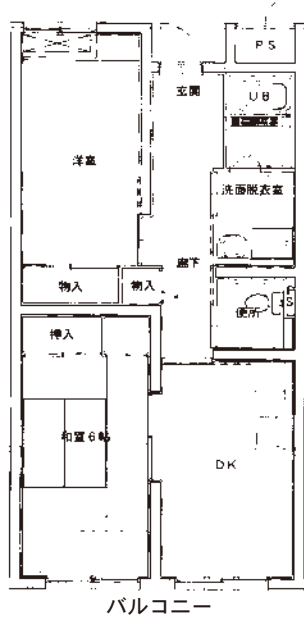


例 今堀団地（A棟）

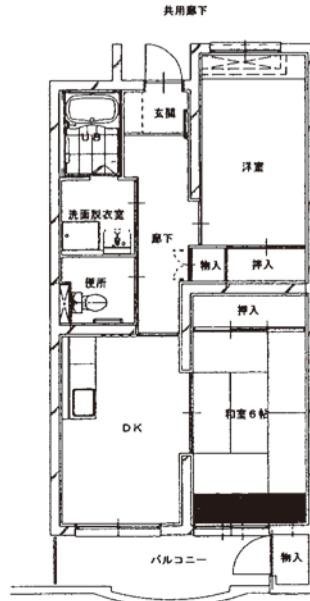
○2DKの場合（中層住宅）



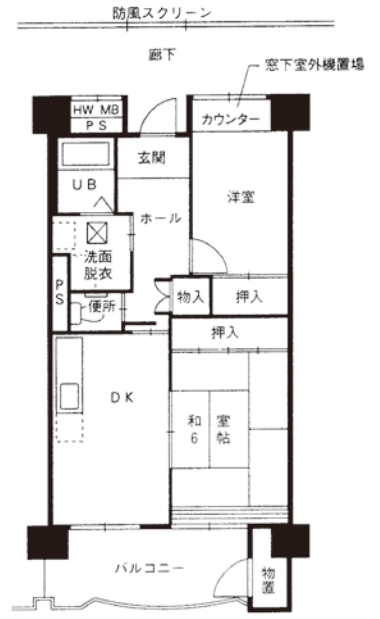
① 朝日が丘団地
(G棟、H棟)



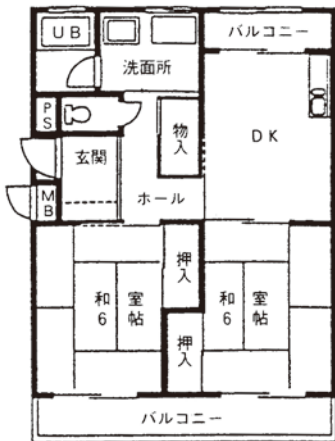
② 石山団地
(石山棟)



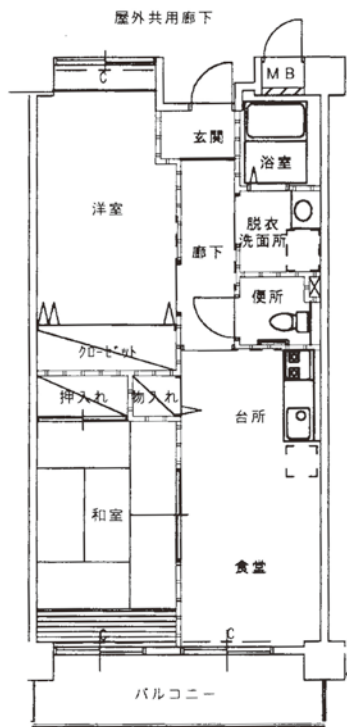
③ 神領団地 (A10・A11)



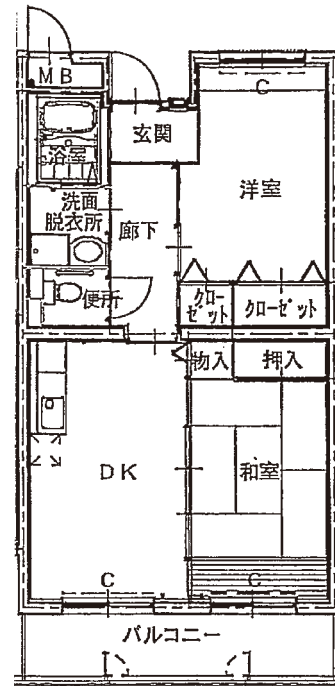
④ 神領団地 (C棟)



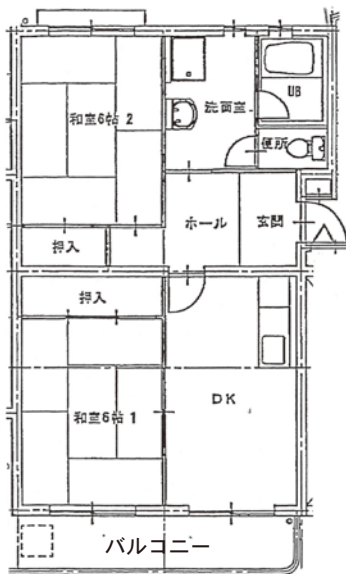
⑤ 一里山団地



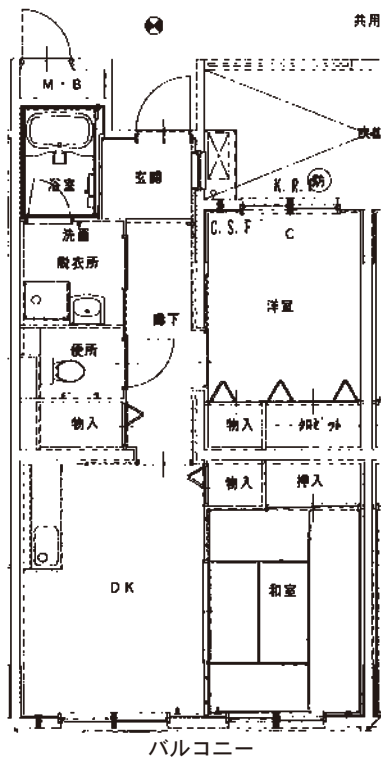
⑥ 陽ノ丘団地
(B棟の一部)



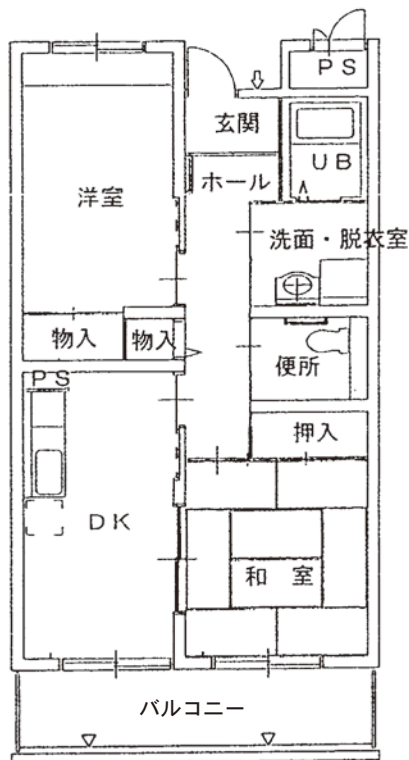
⑦ 川辺団地 (C棟の一部)
2DK 大



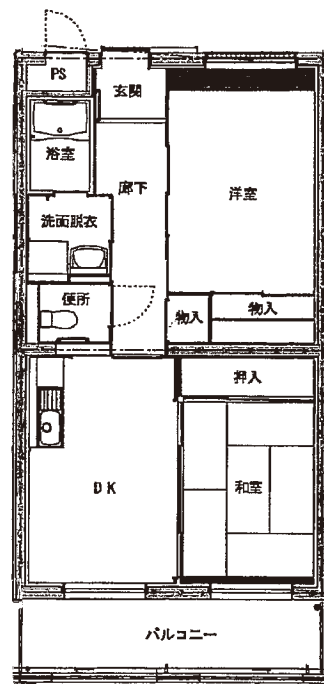
⑧ 栗林団地
開出今団地 (A棟)



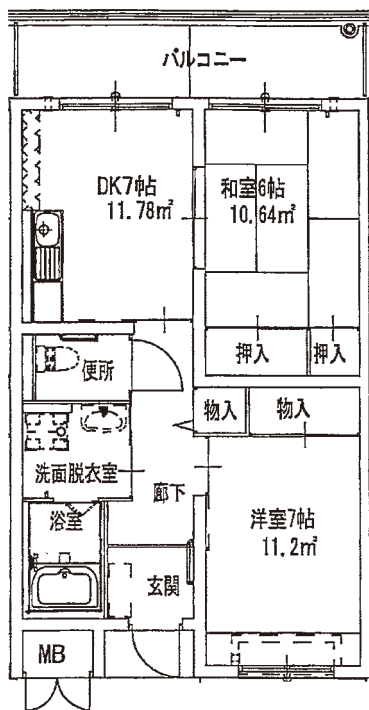
例 古城ヶ丘団地



例 上屋団地 (C棟)



例 西本郷団地



例 大森団地 (A棟・B棟)

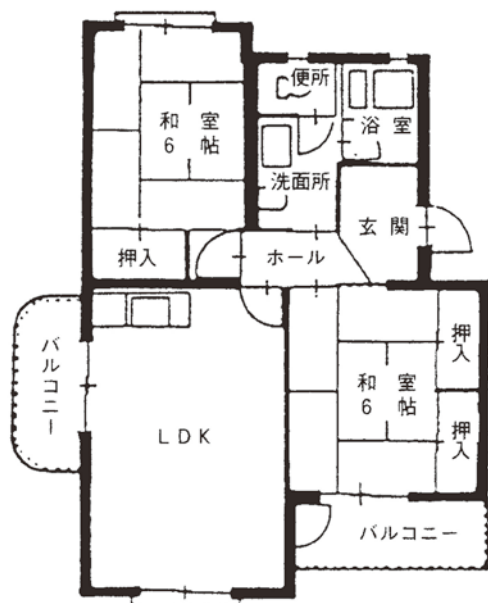


例 殿町団地 (B棟)

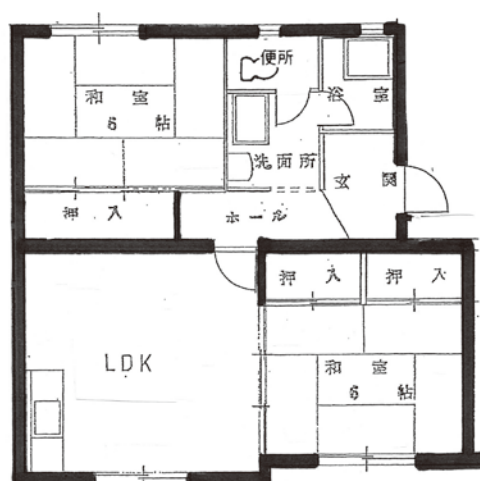


例 北新団地

○2LDKの場合（中層住宅）

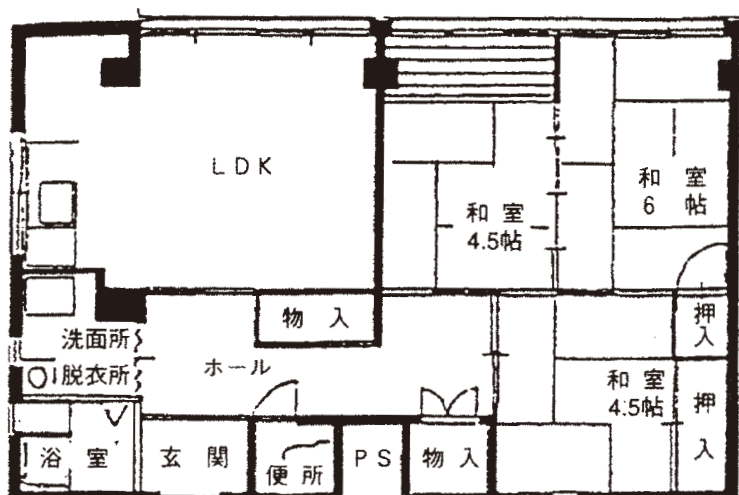


① 春日団地



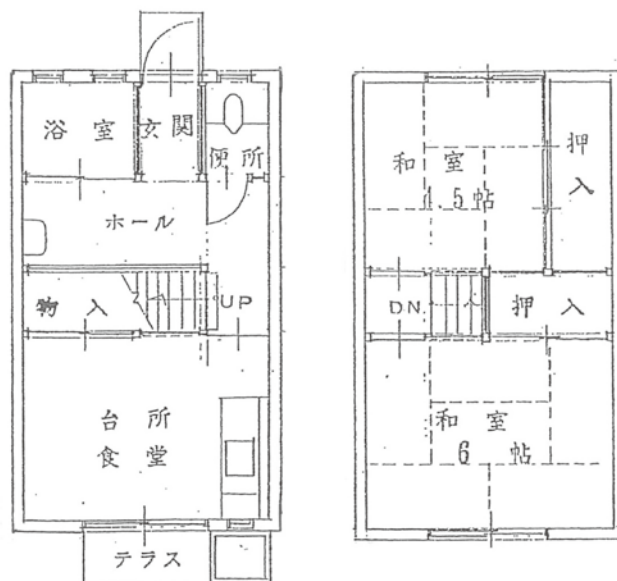
② 八坂団地

○3LDKの場合（住戸改善住宅）



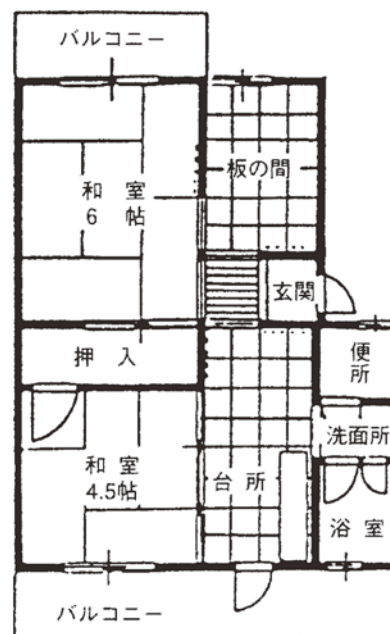
③ 永保団地（4部屋あり）

○2DKの場合（2階建）



④ 安井川団地

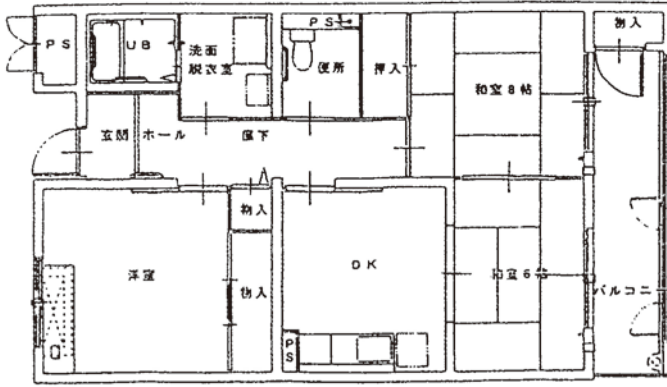
○3Kの場合（中層住宅）



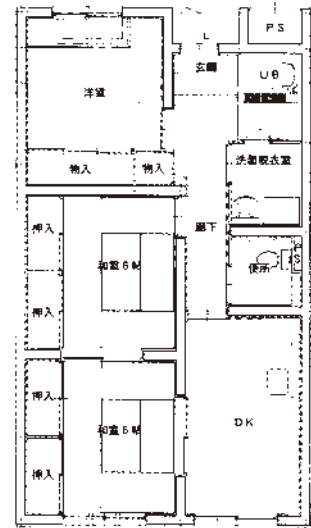
⑤ 石山南団地（4棟）
鷹飼団地

※単身・世帯とも申込可能

○3DKの場合（中層住宅）

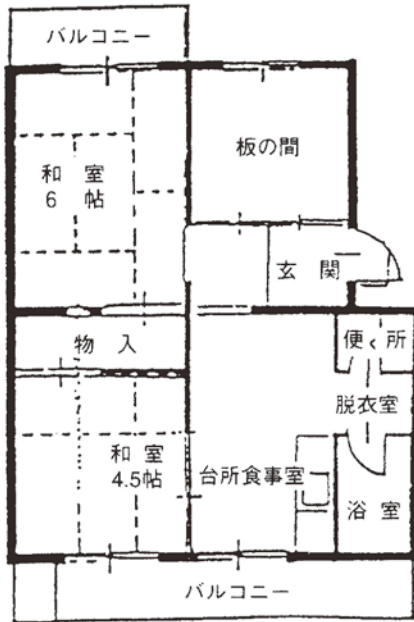


例 朝日が丘団地（G棟、H棟）



バルコニー

例 石山団地



例 石山南団地（1, 2, 3, 5, 6棟）

石山東団地

北脇団地

矢倉団地

久保団地

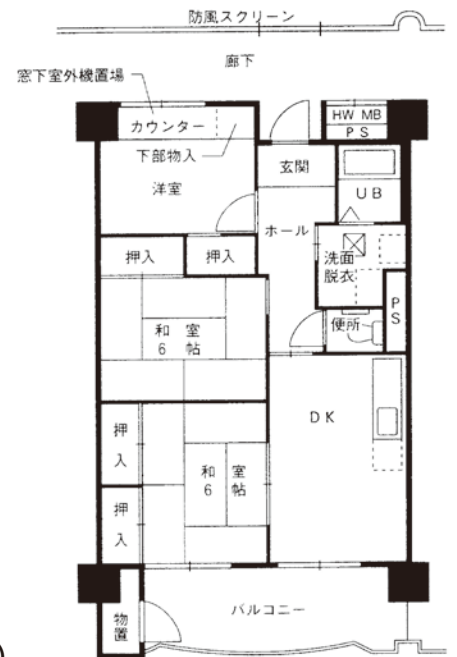
田代ヶ池団地

永原第二団地（A棟）

※単身・世帯とも申込可能



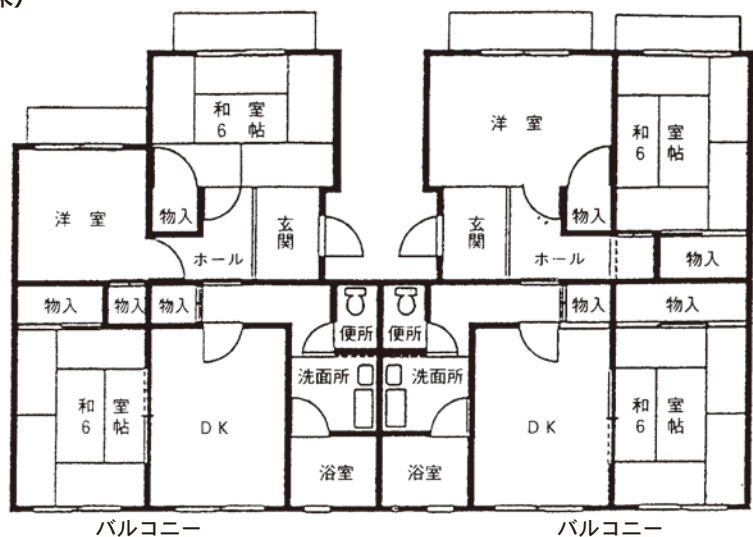
例 神領団地（A10・A11）



例 神領団地（C棟）



例 一里山団地



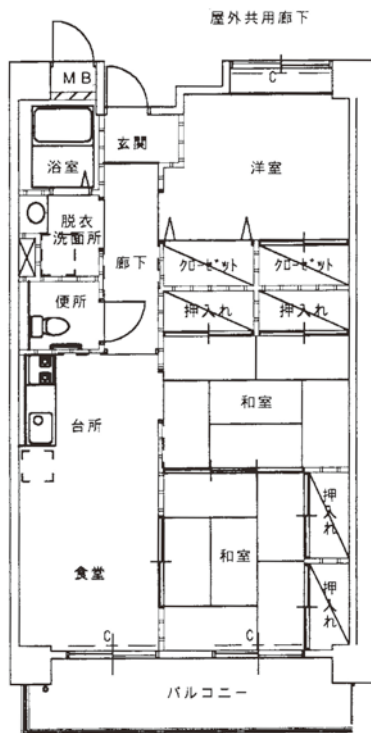
バルコニー

①Type

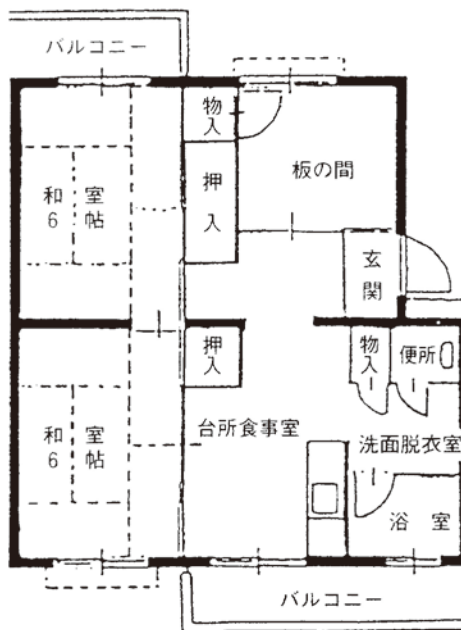
例 栗林団地 開出今団地（A棟）

バルコニー

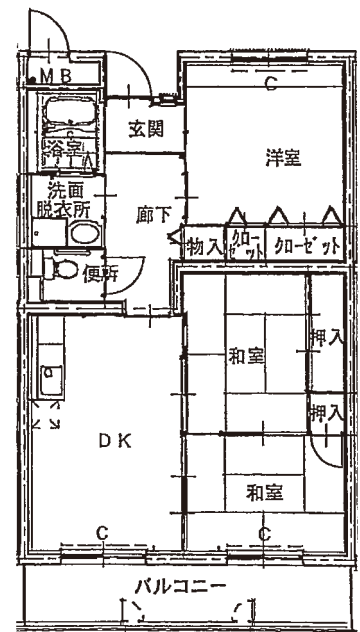
②Type



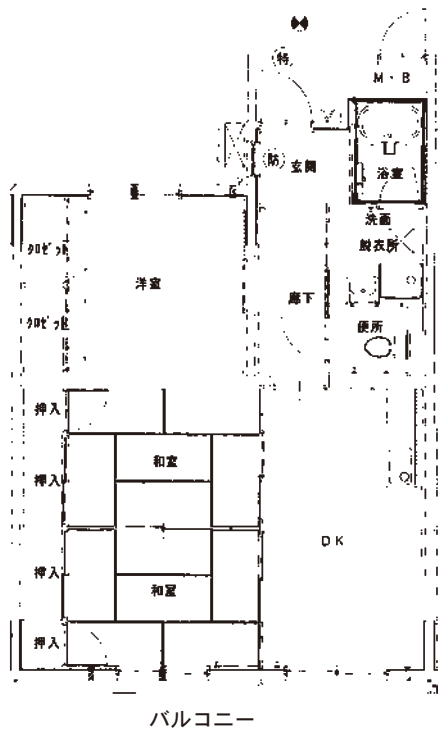
① 陽ノ丘団地 (B棟の一部)



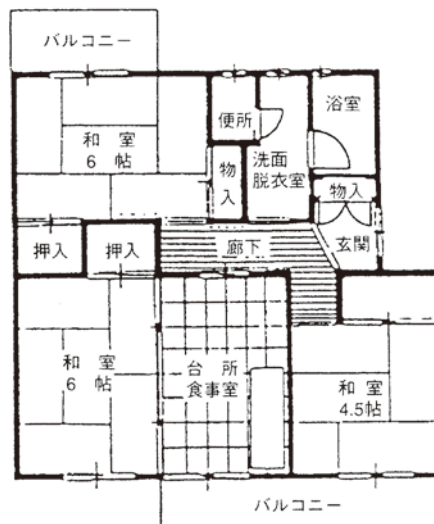
② 渋川団地 沖野原団地
小平井団地 弘川団地
永原第二団地 (B棟)



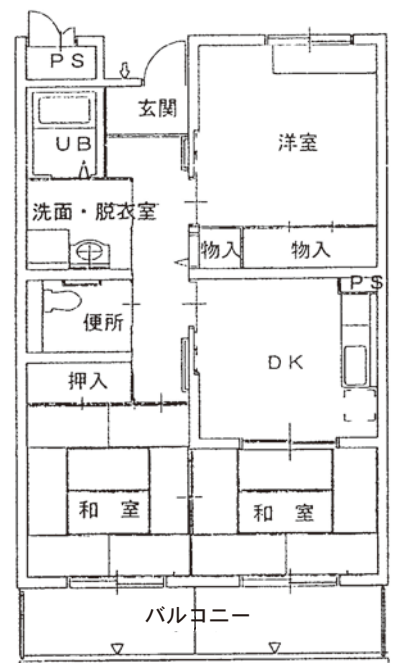
③ 川辺団地 (C棟)



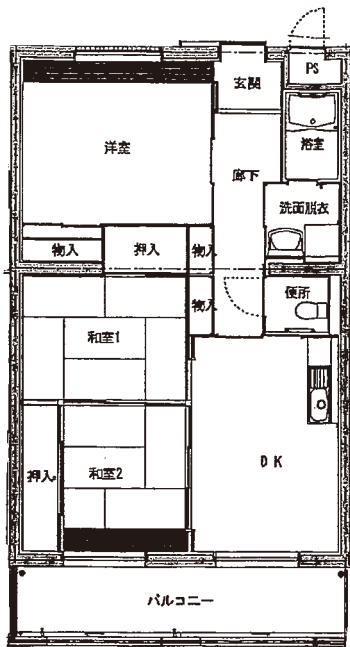
④ 古城ヶ丘団地



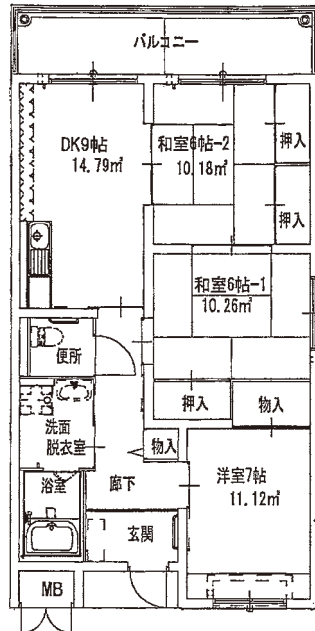
⑤ 石田団地 黒田団地
信楽団地



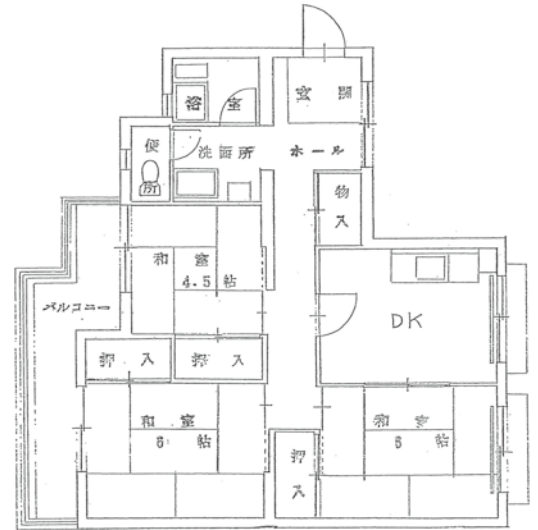
⑥ 上屋団地 (C棟)



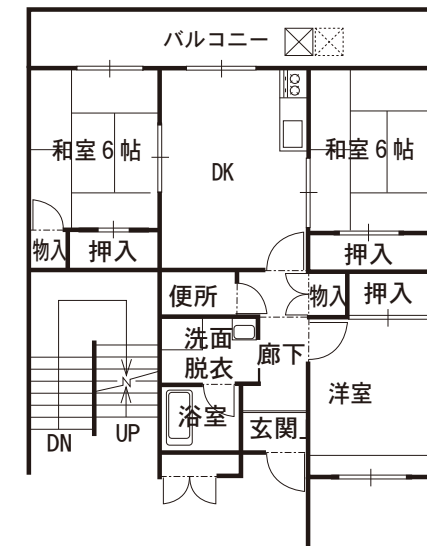
① 西本郷団地



② 大森団地 (A棟・B棟)



③ 東沼波団地

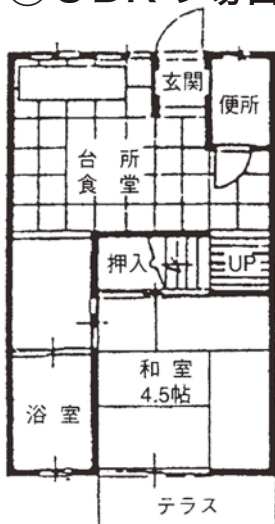


④ 殿町団地 (B棟)

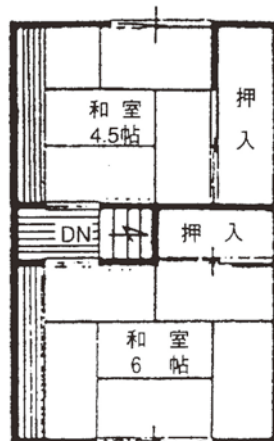


⑤ 北新団地

○ 3DKの場合 (2階建)



1階

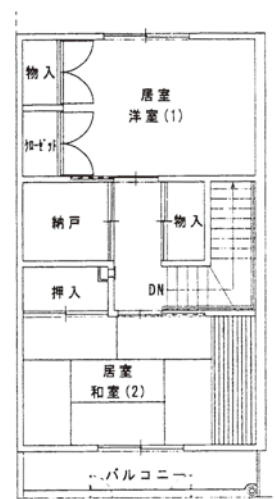


2階

⑥ 永原第二団地 (C1~3棟)



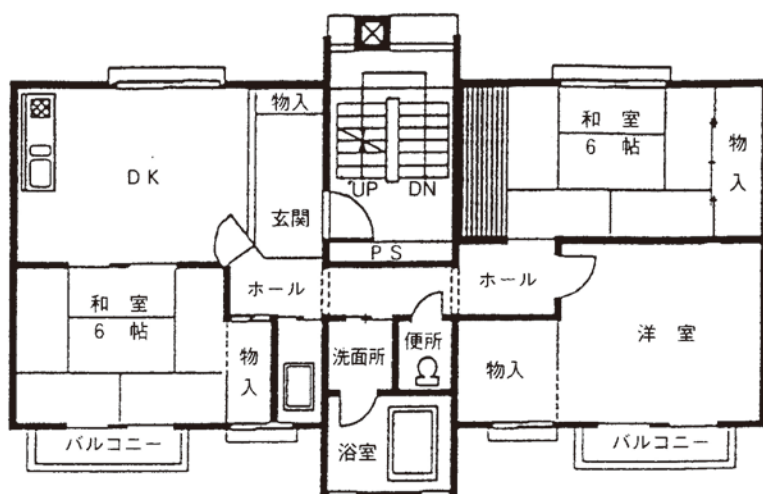
1階平面図



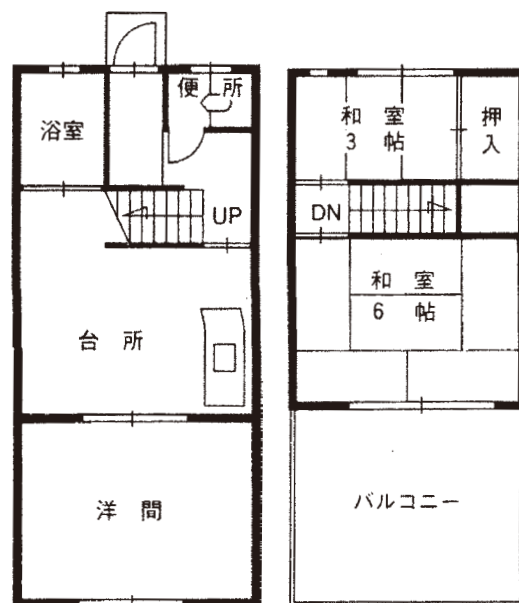
2階平面図

⑦ 平ヶ崎団地 E2棟

○3DKの場合（住戸改善住宅）



① 開出今団地（E・F棟）

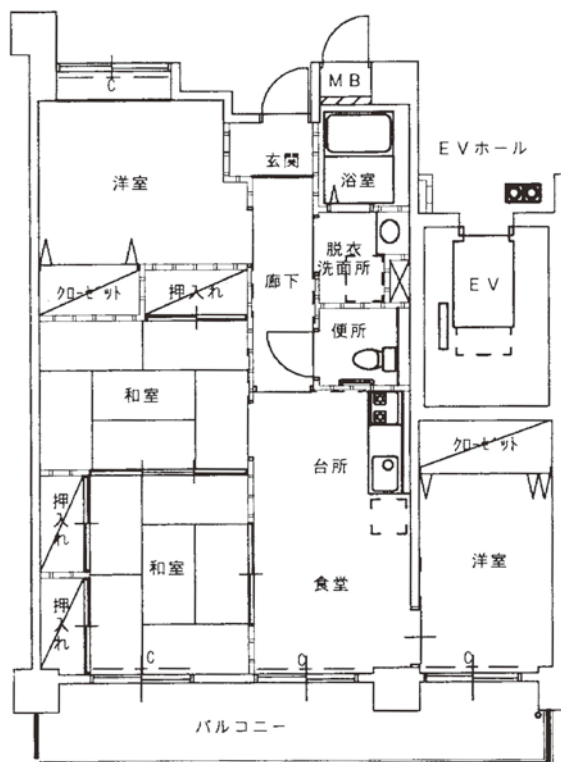


1階平面図

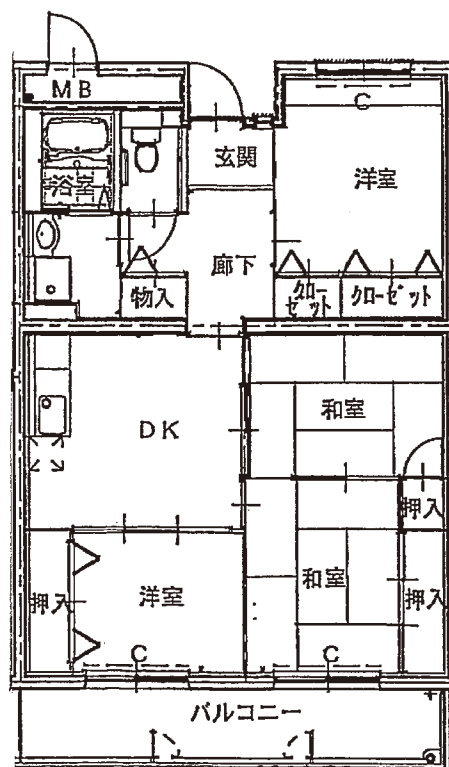
2階平面図

② 安井川団地（5～8棟）

○4DKの場合（中層住宅）



③ 陽ノ丘団地（B棟の一部）



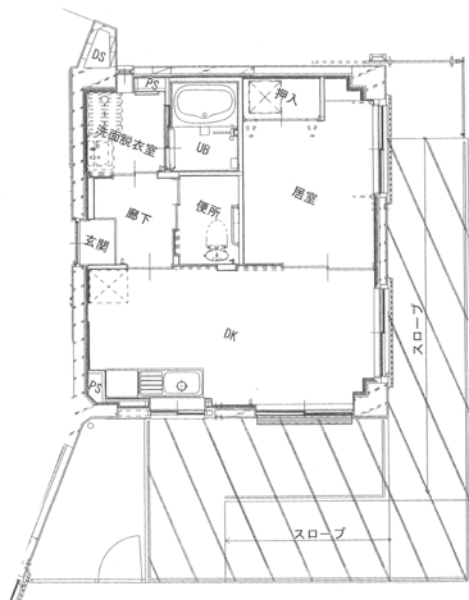
④ 川辺団地（C棟）

○高齢者世帯向住宅

(1) 高齢者世帯向

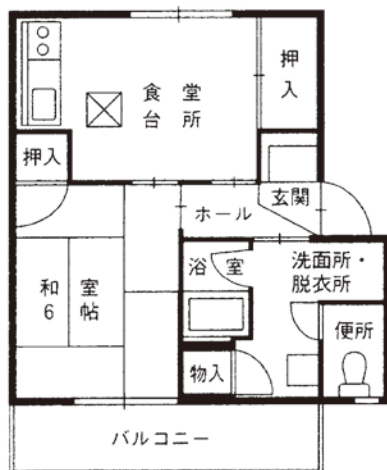
① 単身可能

(床面積50㎡未満)



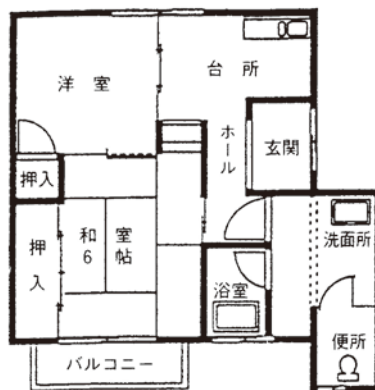
(住戸改善住宅) 1DK

例 今堀団地 (A棟)



(住戸改善住宅) 1DK

例 開出今団地 (F棟)

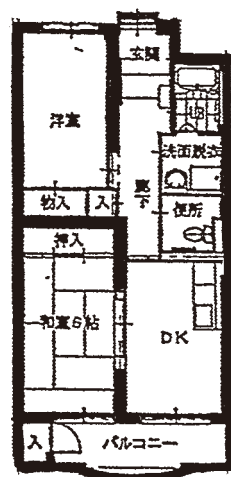


(住戸改善住宅) 2K

例 開出今団地 (E棟)

② 単身不可

(床面積50㎡以上)



例 神領団地 2DK

(A11棟)



テラス

例 東沼波団地 2DK

(2) 高齢者同居世帯向

○高齢者世話付住宅

(シルバーハウジング)



例 東沼波団地 3LDK



1DK 単身向

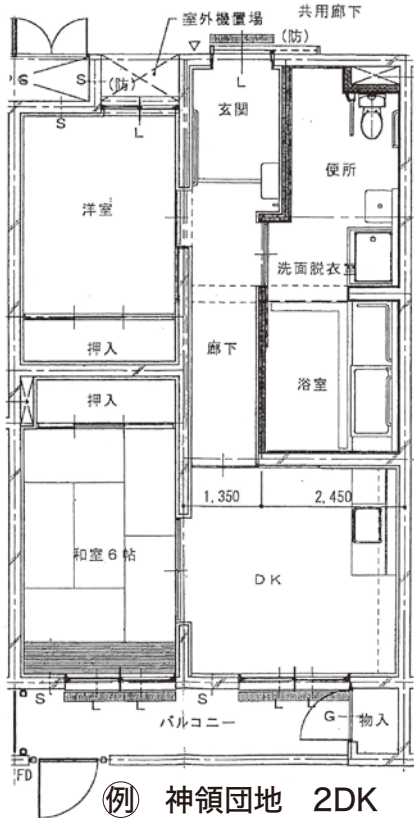
例 神領団地 (D1棟)



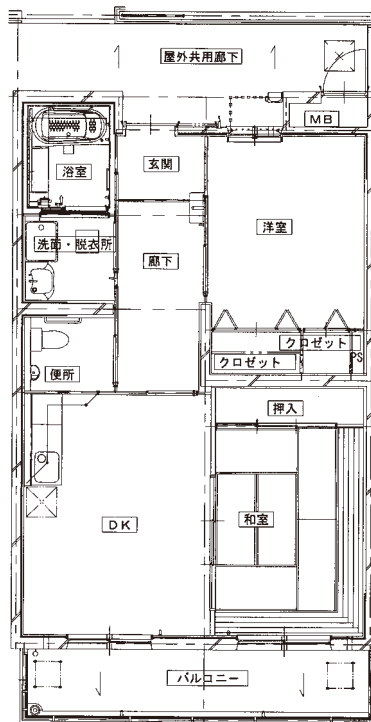
2DK 世帯向

例 神領団地 (D1棟)

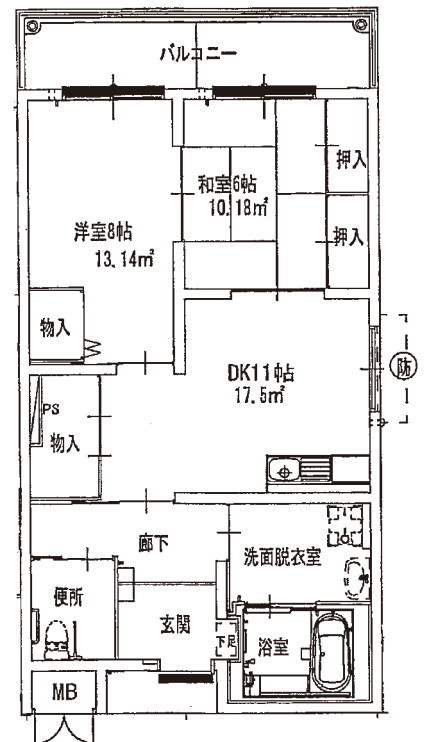
○身体障害者世帯向住宅



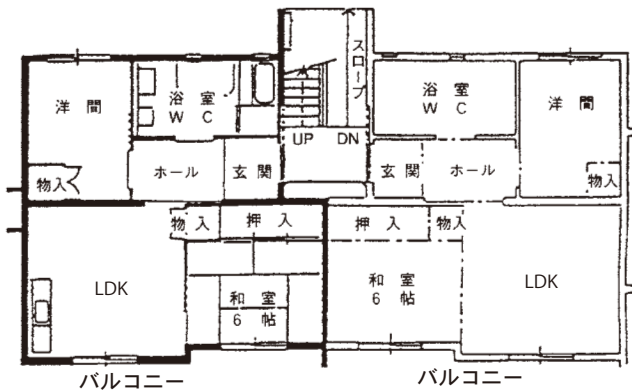
① 神領団地 2DK (A11棟)



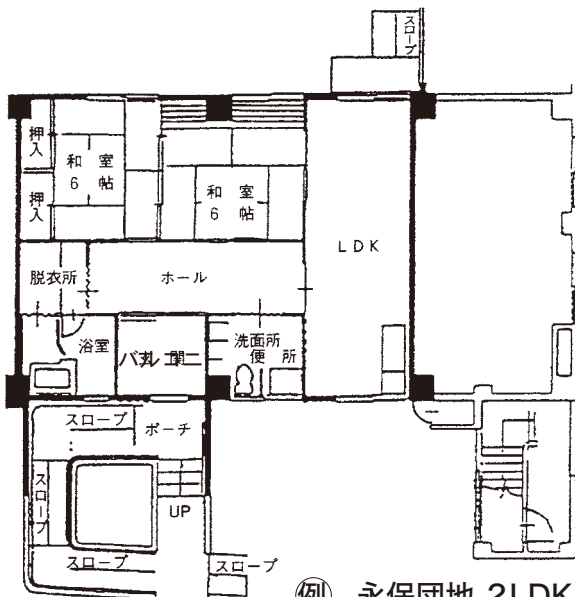
② 川辺団地 2DK (D棟)



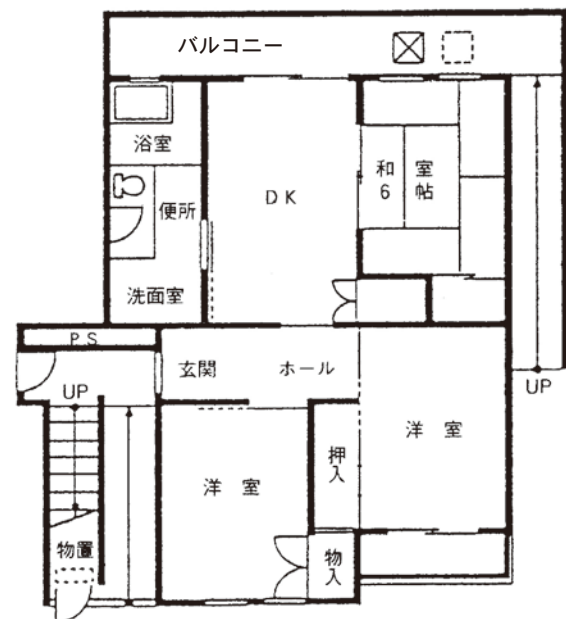
③ 大森団地 2DK (B棟)



④ 八坂団地 2LDK



⑤ 永保団地 2LDK



⑥ 殿町団地 3DK (A棟)

個人情報保護について

滋賀県営住宅管理センターでは、個人情報を適正、かつ安全に取り扱うとともに、その正確性・機密保護に努め、次のような取扱いとします。

1 滋賀県営住宅入居申込書およびそれにかかる添付書類（以下「申込書類等」という。）の利用目的

申込書類等で収集した個人情報は、県営住宅の入居資格の判定および県営住宅に入居後に必要となる県営住宅の管理業務のために使用します。

2 個人情報の利用および提供の制限

申込書等の個人情報は上記の目的以外には利用、提供しません。

ただし、県営住宅の管理事務補助のため入居者情報として入退去年月日、住宅番号、入居名義人氏名、世帯員数、使用する車の台数などを住宅管理人に提供する場合があります。

3 個人情報の適正な管理

保有する個人情報は、正確かつ最新の状態に保つように努め、漏洩や滅失に対する防止について細心の注意を払います。

— 申込み・受付のお問い合わせ先 —

〒520-0044

大津市京町四丁目4番23号（アソルティ大津京町5階）

滋賀県営住宅指定管理者 日本管財株式会社

滋賀県営住宅管理センター募集係

電話 077-510-1500 代表

（日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

※お問い合わせは上記時間内にお願いします。

ホームページ：<https://shiga-kenei.com>



交通アクセス：JR 琵琶湖線「大津」駅下車（大津駅北口改札を出て徒歩約 9 分）

京阪電車 石山坂本線「島ノ関」駅下車（徒歩約 6 分）

※駐車場はございません。公共交通機関にてお越しください。